

# 京都の文化財

第四十集

京都府教育委員会

# 京都の文化財

第四十集

京都府教育委員会

# 序 文

京都府教育委員会では、令和三年三月に「第2期京都府教育振興プラン」を策定しました。その中で、「めまぐるしく変化していく社会において、変化を前向きにとらえて主体的に行動し、よりよい社会と幸福な人生を創り出せる人」を育成するために、推進方策の一つとして「文化振興と文化財の保存・継承・活用」を定めました。「府内各地の文化財が、地域で愛され、誇りとして適切に保存・継承されて」いることを将来像に、地域が一体となって文化財を守り伝えていく環境作りに取り組んでいます。

文化財には、地域の歴史や文化を理解する上でも、地域の未来を考えていく上でも大変重要な価値があります。その重要性が認識され、地域に愛され、誇りとされるためには、まずは地域の文化財を知ることが大切です。

本誌は、令和四年三月二十二日付けで本府が指定した十一件の文化財の紹介と、登録をした暫定登録文化財四十八件の一覧を掲載しています。建造物や絵画・彫刻などの美術工芸品から無形文化財や史跡に至るまで府内の多様で貴重な文化財を発信する内容となっています。

刊行に当たり御協力をいただいた各文化財所有者と関係機関の皆様には感謝申し上げますとともに、本誌が京都の歴史や文化を御理解いただく上での一助となり、府内の文化財の保存と活用に役立てば幸いです。

令和五年一月

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

## 凡例

- 一、本図録には、令和三年度の京都府指定・暫定登録文化財等を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
  - 名称 員数
  - 所在地の住所
  - 所有者
  - 法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
  - 時代
  - 説明
- 四、本文は令和三年度に京都府教育庁指導部文化財保護課が作成した調書をもとに編集した。また、各文末に執筆者を明記した。



目次

有形文化財

建造物

若宮八幡宮本殿

久御山町

5

美術工芸品

絵画

紙本墨画淡彩禅宗祖師図

狩野内膳筆

六曲屏風

(常栖寺) 与謝野町

9

絹本着色十王図

陸信忠筆 (六波羅蜜寺)

京都市

13

彫刻

木造阿弥陀如来坐像

像内にアン(梵字)アミタ仏等の銘がある

(悲田院) 京都市

18

木造金剛力士立像

卍形像の像内に正安三年巧匠定有等の銘がある

(金輪寺) 亀岡市

22

工芸品

金銅能作性塔

木造彩色宝珠台 (海住山寺)

木津川市

28

古文書

井尻家文書 (個人)

33

書跡・典籍

紙本墨書続浦嶋子伝記 (宇良神社)

伊根町

35

考古資料

冨山一号墳出土品 (京都府)

京都府

43

無形文化財

金工

史跡

鑄金 保持者 高橋範子(雅号:高橋阿子)

48

淀藩主永井家墓所(興聖寺)

宇治市

51

令和三年度指定文化財一覧

55

令和三年度暫定登録文化財一覧

60

※これまで刊行された『京都の文化財』、『守り育てようみんなの文化財』は、京都府教育委員会文化財保護課のホームページで閲覧することができます。  
<http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/>

## 建造物

わかみやちまんぐうほんでん  
若宮八幡宮本殿

一棟

久世郡久御山町大字佐古小字内屋敷

宗教法人 若宮八幡宮

### 構造形式

三間社流造、銅板葺

附 覆屋 一棟

桁行三間、梁行三間、一重、切妻造、本瓦葺

棟札 六枚

造営上葺棟上天文十九年五月廿六日の記があるもの 一

修理寛永拾三丙子年八月吉祥日の記があるもの 一

修造寛文七丁未年九月吉祥日の記があるもの 一

修覆元禄三庚午稔九月三日の記があるもの 一

修理上遷宮享保三戊戌年九月廿六日の記があるもの 一

修理上遷宮寛延元戊辰年十一月廿二日の記があるもの 一

### 建立年代

天文一九年（一五五〇）「棟札」

### 説明

若宮八幡宮は、久御山町の東部、宇治市に隣接する旧佐古村のほぼ中央、木津川と旧巨椋池に挟まれた低地に位置する。創立は平安時代の天徳三年（九五九）と伝え、本殿には応神天皇・神功皇后・比咩大神の三柱を祀る。

境内地は周辺より一段高くなっていて、北側の道路との境を石垣と塀で区画する。

入口は北面東寄りに設け、参道を西向きに屈折させた上で鳥居、拝殿を設け、その奥に本殿を東面させて設ける。

本殿は覆屋とともに基壇上に建ち、布石積の基礎上に建てられる。平面は、身舎の梁行を一間とし、内部は梁行中央で内陣と外陣に区画する。身舎の正側面には縁を設け、その正面には木階三級を、庇部分には浜床を設ける。浜床と覆屋の側柱通りとの間には、木階二級と床を設ける。軸部は、身舎・庇とも土台上に建ち、身舎は丸柱、庇は面取角柱とし、長押や頭貫、繫虹梁で固める。組物は、身舎を舟肘木、庇を出三斗組とし、庇中央間には笹竜胆（ささりんどう）の彫刻を施した墓股を置く。妻飾は虹梁大瓶束笈形付きとするが、これは近世の修理時に豕扱首の表面に薄板を張り付けて改められたものである。軒は二軒繁垂木とする。屋根は銅板葺で、大棟を葺棟とする。柱間装置は、正面中央間を両開き、脇間を儉鈍の格子戸とし、側背面を板壁、内外陣境は両開きの板唐戸とする。天井は内陣を棹縁天井、外陣を小組格天井とする。縁の正側面には刎高欄を、後方には脇障子を設ける。また、建物全体には、弁柄塗を基本とした塗装を施すとともに、庇の墓股には彩色を、高欄・垂木・板唐戸等には金鍍金した鍔金具を取り付ける。

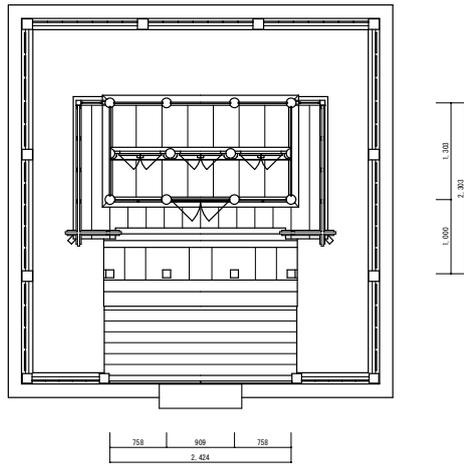
本殿の建立年代は、墓股の文様がほぼ左右対称であること、庇の組物・繫虹梁・桁・垂木が大きく面取りされていること、垂木と破風板に大きな反りがあることなどから、室町時代後期に遡るものと考えられる。なお、本殿に係する室町時代の資料として天文一九年（一五五〇）の棟札が残されているが、これには約七か月をかけて「造営上葺」「棟上」した旨の記述があることから、現本殿はこの際に建立されたものと考えられる。

本殿に関しては、このほかに修理棟札が五枚残されていて、寛永一三年（一六三六）、寛文七年（一六六七）、元禄三年（一六九〇）、享保三年（一七一一）、寛延元年（一七四八）に檜皮葺の葺き替え等が行われたことや、檜皮葺の仕様、修理に要した費用などが確認できる。なお、現在の屋根の銅板葺の下には旧の檜皮葺が残存している。

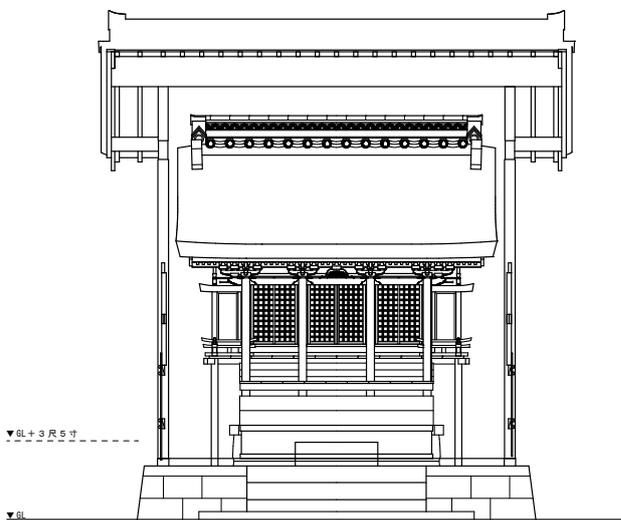
また、寛文七年と享保三年の棟札には「飾」「絵師」「置」「左官」などの記述がみられ、規模の大きい修理が行われたことが分かる。加えて、享保三年の棟札には「御社地三尺五寸築上」とあり、正徳二年（一七一二）にこの地域で発生した洪水被害を契機として、社地の嵩上げを行った可能性が考えられる。さらに、寛延元年の棟札には「外覆御普請」の記述があり、覆屋の獅子口には同年の篋書があることから、現在の覆屋はこの際に設けられたものと考えられる。

近代に入ってから、屋根が銅板葺に改められるとともに、庇柱の取り替えや、浜床正面の木階廻りを一新する修理が行われた。また、近年には、旧塗装の上面に合成樹脂による塗装の塗り重ねが行われた。

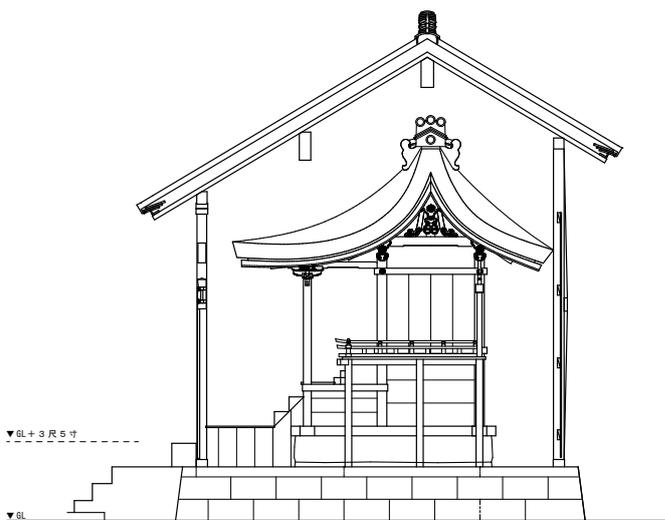
その後、若宮八幡宮本殿は、平成七年三月一四日付で京都府登録有形文化財に登録され、令和二・三年度に京都府の補助を受けて社殿の保存修理が行われた。この



平面図



正面図（東立面図）



側面図（北立面図）

各図面は保存修理工事の際に(株)奥谷組が作成したものを利用

保存修理では、近世に部材の付加や加工により装飾的な要素を強める変更が行われたこと、一部部材に極彩色が施されていた痕跡が残っていたことなどが確認できた。なお、近年に行われた合成樹脂による塗装など社殿本来の姿を損ねている部分については、今回の修理を機に伝統的な材料・技法によって復されている。以上のとおり、若宮八幡宮本殿は、山城地域における神社本殿のうち、中世に遡るものの一つとして貴重である。また、中・近世における建立から修理の経過が棟札と社殿本体から確認でき、当時の村落における鎮守の存在形態が理解できること、部分的な変更が加えられながらも良好に保存されていること、社殿の修理と地域の災害史との関連が窺い知れることなど、高い歴史的価値を有している。

(島田 豊)



正面



側面 軒廻り詳細



全景



側面 基礎廻り詳細



庇中央間 臺股詳細

史料一 天文一九年棟札（造宮上葺棟上天文十九年五月廿六日の記があるもの）  
 尖頭形、総高 五一・三榿、肩高 五八・五榿 幅 一四・〇榿、  
 厚さ 一・一〇榿、材質 杉、仕上 鉦か

- (表)
- 一 下遷宮天文十八年十月十三日卯刻 一 諸祝言壹貫文 吉岡六郎左衛門 當口（花押）
  - 一 上遷宮天文十九年五月廿六日酉刻 一 二力（壹貫伍百文） 木原勘左衛門 信重（花押）
- 若宮八幡大菩薩造宮上葺之支
- 一 棟上天文十九年五月廿六日巳刻 中井隼人 盛尚（花押）
  - 一 宮口者 神主南口久也 但一カ衣代布施拾貫伍百文 七ヶ御上
  - 一 檜皮アツサ六寸 足五分也代式拾貫文ウチキリ也 平岡次郎口衛門 宗親（花押）

- (裏)
- 奉加之支
- 参百文 □□坊 十二歳
  - 百文 □□坊
  - 百文 □井宮松丸 二歳
  - 百文 □□□□ 四十二歳
  - 百文 吉岡□□□□
  - 當郷□□五十五文宛 但唯住他所□□□□
- 筆者□□□□（花押）



(裏)



(表)

史料二 享保三年棟札（修理上遷宮享保三戊戌年九月廿六日の記があるもの）  
 尖頭形、総高 七七・七榿、肩高 七二・二榿、幅 一七・八榿、  
 厚さ 〇・六〇榿、材質 桧、仕上 台鉋

- (表)
- 迎陵類伽聲 聖主中天 富貴安全子孫繁昌
  - 下遷宮 享保三年 遷宮沙門 御社總三尺五寸案上式子等進
  - 八月三日 狭山村迎陵院 法印快賢 檜皮葺手開吉野檜皮式尺三寸軒白蛇殿七寸壹三分四分五分
  - （梵字）（梵字）（梵字） 伴僧一供 棟瓦獅子カノ丸唐錦輪造巴里手御共銀拾三匁
  - （梵字）（梵字）（梵字） 神主 城七左衛門 臺上三輪表葺上下三輪共銀壹拾代銀五匁五分
  - （梵字）（梵字） 上遷宮 九月廿六日 藤原姓高村氏言知 御三枚代銀六拾日、院頭針掛念進
  - （梵字） 吉田氏宗茂 石階寄進 十一燈寄進 右之外諸進用祝儀禮物共銀五百日余
- 哀愍衆生者 我等今敬禮 息延命如意祈處 邑氏子中

- (裏)
- 御社總三尺五寸案上式子等進
  - 大工 御社 望月徳重郎
  - 葺師 古岡佐左衛門
  - 繪師 前川市兵衛
  - 飾 藤兵衛
  - 臺 太兵衛
  - 左官 五郎左衛門
  - 瓦師 七左衛門
  - 山田源左衛門



(裏)



(表)

## 美術工芸品

紙本墨画淡彩禅宗祖师図

狩野内膳筆

六曲屏風

一双（絵画）

与謝郡与謝野町温江九〇九

宗教法人 常栖寺

法 量 縦 一一八・八 横 五〇・三（各一紙）

品質構造 紙本墨画淡彩。六曲一双。各一扇一図の押絵貼屏風装。

図 様 全十二図の各図様は次のとおりである。

〈右隻第一扇〉

岩と樹木の向こうに一頭の牛と衲衣と袈裟を着す一人の僧が描かれる。僧はこよりを右手に持ち、牛の耳を掃除している様子である。牛の角には瓢箪や団扇などが吊り下げられる。常に黄牛を連れ牛の角に道具や経巻を掛けていたと伝えられる北宋・惟政禅師の説話を描く「黄牛牽牛」の画題である。

〈右隻第二扇〉

芦の生える水辺に、水に浸かってもがく一人の僧と、舟の上で櫂を持つて立つ一人の僧が描かれる。唐代の僧・船子和尚が夾山善会を川に突き落とし、それにより夾山は悟りを得たという説話「船子夾山」の画題を描く。

〈右隻第三扇〉

遠景に樹林が見える屋外に二人の僧が描かれる。一人は右手で胸前に鉢を捧げ持ち、左手に杖を執る。画面左側のもう一人の僧は先の方を向いて立ち、右手の二本指をやや曲げつつ出して呼びかけている様子である。唐代の僧・徳山禅師がまだ食事の合図が鳴らぬうちに鉢を持って出てきたところを、弟子の雪峰義存が呼び

止めている場面、「徳山托鉢」の画題を表す。

〈右隻第四扇〉

画面手前に竹藪と垣根が描かれ、その上方に竹箒を持った僧形の人物が一人描かれている。唐代の僧・香巖智閑が箒を持って掃除していると小石が竹に当たり、その音により悟りを得たという「香巖撃竹」の説話を描く。

〈右隻第五扇〉

岩壁の手前で獣皮座に坐す一人の僧と、その人物を振り返りながら画面右方に歩みを進める一人の童子が描かれる。僧は右手の人差し指を童子に向け、左手には刃物のようなものを持っている。「俱胝一指」の画題を表す。俱胝和尚の真似をした童子が指を切られたところである。

〈右隻第六扇〉

岩場の向こうに二人の僧が描かれる。一人は屈曲した松の根に腰掛けもう一人の僧に對し弓を引いている。弓を向けられたもう一人の僧は上半身の衣を広げ、胸元を露わにして正対している。石鞞が弓を引いて三平を試している場面、「三平開胸（石鞞張弓）」の画題を表す。

〈左隻第一扇〉

奥に滝が覗く岩場で地面に腰をついて、焚き火を箸でいじる一人の僧と、それを川を挟んだ一段低いところから見つめる一人の士大夫姿の人物が描かれる。皇帝の使者が唐の僧・懶瓚禅師のもとを訪れている場面で、「懶瓚煨芋」の画題を表す。

〈左隻第二扇〉

画面右下から伸びる樹木の枝の下には、一頭の驢馬とそれに逆向きに跨がる一人の僧が描かれる。「潘閻騎驢」を表すと考えられ、一時花山に隠棲していた北宋の士大夫・潘閻は、再び皇帝に出仕する際、花山との別れを惜しみ逆向きに驢馬に乗ったとされる。

〈左隻第三扇〉

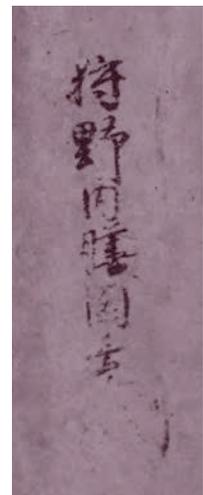
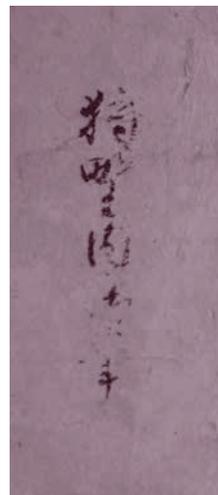
水辺には一隻の舟が描かれ、その上には二人の人物が配される。一人は舟の上で



右隻 全六面



左隻 全六面



右から右隻第六扇左下隅落款、  
左隻第一扇右下落款



印章（右上：右隻第二扇、右下：右隻第三扇、  
左上：左隻第三扇、左下：左隻第五扇）

立ち權を執つて漕いでおり、もう一人は舟の中に腰掛け、荷物を大事そうに抱え持っている。禅宗の五祖・弘忍が法衣を継いだ六祖・慧能を船で送る場面「五祖送六祖」の画題を表す。

〈左隻第四扇〉

一段高い岩の台上に一人の僧が描かれ、その台の下で彼に対峙するように二人の僧が並んで立たされている。台上の僧は左手で猫の首元を掴み上げ、右手には刃物らしきものを持っている。「南泉斬猫」の画題を表し、南泉禪師が僧院で猫を奪い合っていた二人の弟子に対し、問答を行う場面である。

〈左隻第五扇〉

岩や林に囲まれた山中を歩く一人の僧が描かれる。僧は鋤の両端に稚松を括り付け、左肩に担いでいる。右手には杖を執っている。「五祖栽松」の画題を表し、五祖の弘忍が生まれ変わる前に松を植える道者であったという逸話を描く。

〈左隻第六扇〉

岩を背にした台上の繩座に一人の僧が坐し、その傍らに二人の人物が描かれる。彼ら三人の視線の先、画面右方にもう一人僧を描く。その僧は先の三人に対し背を向け歩く様子で、彼の後方では地面に水瓶が倒れている。「浄瓶踢倒」の画題を表し、百丈の問答に対し、靈祐が浄瓶を蹴り飛ばし去る場面である。

記 録

〈落款〉

狩野内膳図焉（右隻左端）

狩野内□筆（左隻右端）

〈印章〉

隅丸方形内白文壺印「顧」を各面に捺す（内六面印文不詳）

保存状態

経年による劣化や虫害により本紙の至る所に細かい欠失が認められる。また斑点状のシミや汚れが見られる。描かれた人物の面部などには一部後世の補筆が認められる。また、特に左隻第一扇などは本紙が下地から一部捲れ上がっており、とても

危険な状態である。

伝 来

雲頂山常栖寺は応永元年（一三九四）天田天寧寺の実忠禪師により開山され、当初は天寧寺派に属していたと伝わる（現在は臨濟宗妙心寺派）。享保二年（一七一七）に堂宇が一度焼失し、明和六年（一七六九）から寛政四年（一七九二）にかけて伽藍が再興された。本作がいつから同寺の所有に帰したかは詳らかでない。

昭和五七年（一九八二）加悦町指定文化財に指定。

令和二年（二〇二〇）京都府暫定登録文化財に登録。

時 代 桃山時代

説 明

与謝郡与謝野町常栖寺に伝わる六曲一双の押絵貼屏風である。各一扇に一図ずつ禅宗祖師にまつわる禅機の場面等が描かれる。両隻の落款や各紙に捺された印章から桃山時代に活躍した狩野内膳重郷（一五七〇～一六一六）の作と知られる。狩野内膳は織田信長に仕えた荒木村重の家臣の子として生まれ、狩野松栄の門人となり狩野姓を許され、また、秀吉に才を見出され豊臣家の画事を務めた。狩野内膳の代表作として、天正一八年（一五九〇）の制作と分かる兵庫・須磨寺《平敦盛像》（板絵着色）や重要文化財の慶長二年（一六〇六）に制作の《豊国祭礼図》（豊国神社蔵）、同じく重要文化財の《南蛮人渡来図》（神戸市立博物館蔵）が知られている。

本作は狩野内膳の真体水墨画の基準的作例として重要な価値を有する。本作のような水墨による押絵貼屏風や、もとは押絵貼屏風装であったと考えられる画軸がほかにも数点知られているが、そのほとんどが行体、草体のいわゆる友松風ものであり、本作のように穏健な室町狩野派の真体画の作風を有する作例は大変貴重である。そして、その描写を見ると柔らかな筆線と墨の階調によって丁寧な情景を作りだしており、内膳の画技の確かさを感じることが出来る。特に岩場の皴や、動物の身体を表現する隈の表現は巧みで、立体感の創出に成功している。以上のような特徴は

《南蛮人渡来図》にも通じている。岩に虚のような凹みを表す特徴的な形態は両作で非常に近似しており、本作は狩野内膳による慶長年間頃の制作と認められる。

また、本作の主題に注目すれば、禅宗祖師にまつわる説話を集めた屏風となっており、本作に先行する同画題の作例や後世の作例が存在し、狩野派内外含め、図像の伝播を考える上でも学術的価値が高い。特に「香巖撃竹」、「三平開胸(石鞞張弓)」、「五祖送六祖」、「徳山托鉢」、「浄瓶踢倒」の五つの画題は大仙院衣鉢の間に狩野元信が描いたものが現存しており、本作の図様はそれを受け継いでいる点重要である。また、「黄牛牽牛」や「俱胝一指」は『後素集』や禅僧の語録などに画題として記されるものの、現存例に乏しく、桃山時代に遡る古例として貴重である。

以上のように本作は、狩野内膳の代表作として優れた作風を示すだけでなく、狩野派の禅宗画題の作例としても大変重要な価値を有するため、京都府指定文化財に指定して保存を図るものである。

(長谷川 貴信)

【参考文献】

- 『京都の美術工芸 与謝・丹後編』(京都府文化財保護基金、一九八三年)
- 若杉準治『丹後の錦 拾遺』(谷本紙業、一九八三年)
- 成澤勝嗣「狩野内膳考」(『神戸市立博物館研究紀要』二号、一九八五年)



左隻第四扇「南泉斬猫」(部分)



右隻第一扇「黄牛牽牛」(部分)



右隻第五扇「俱胝一指」(部分)



右隻第一扇「黄牛牽牛」(部分)

絹本着色十王図

陸信忠筆

十幅（絵画）

京都市東山区松原通大和路東入二丁目轆轤町八一の一

宗教法人 六波羅蜜寺

法量

記録

- [秦広王] 縦八八・八 横五〇・八
- [初江王] 縦八八・六 横五〇・八
- [宋帝王] 縦八八・五 横五〇・七
- [五官王] 縦八八・九 横五〇・七
- [閻羅王] 縦九〇・二 横五〇・八
- [變成王] 縦八八・八 横五〇・八
- [泰山王] 縦八八・八 横五〇・八
- [平等王] 縦八八・四 横五〇・九
- [都市王] 縦八八・九 横五〇・九
- [五道転輪王] 縦八八・九 横五〇・九
- 絹本着色、掛軸装、各一副一鋪。
- [秦広王] (短冊形内) 一七秦廣大王 (左側落款) 陸信忠筆
- [初江王] (短冊形内) 二七初江大王 (右側落款) 陸信忠筆
- [宋帝王] (短冊形内) 三七宋帝大王
- [五官王] (短冊形内) 四七五官大王
- [閻羅王] (短冊形内) 五七閻羅大王
- [變成王] (短冊形内) 六七變成大王
- [泰山王] (短冊形内) 七七泰山大王
- [平等王] (短冊形内) 百七平等大王
- [都市王] (短冊形内) 周年都市大王
- [五道転輪王] (短冊形内) 三年五道轉輪王 (右上落款) 陸信忠筆

図様

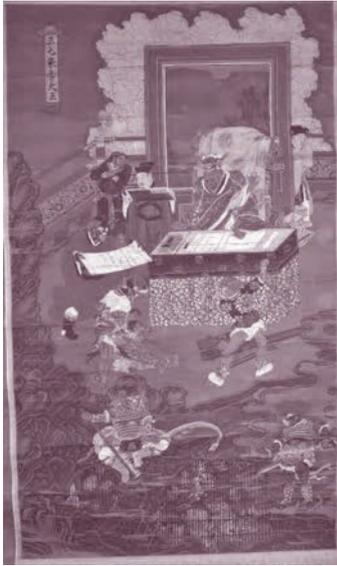
各幅一副一鋪の料絹に、十王が冥府において審理する姿を上半分に、地獄で苦しむ罪人の姿を下部に分けて描く。

図様の詳細について、都市王幅を例に詳細について述べる。

画面上方中央に机を前に椅子に坐す王を描く。王の背後には手前に樹木を描き、遠景に岩山が配された山水図が描かれた背障が置かれている。王の左方には幞頭を被る二人の従者を描く。一人は赤い服を着し、「掌不正司」という題簽が貼られた書を両手で抱え、王の後方に控えている。もう一人は緑の服を着し、机に広げられた巻物について左手で指し示している。さらに、王の右方には童子が侍る。画面中程、王の机の前方には、肉身が緑色の獄卒と、それに髪や肩を掴まれている罪人、枷を持ったもう一体の肉身が褐色の獄卒が描かれ、今まさに罪人に枷を嵌めようとしている様子を表す。

画面下方は岩場や湧雲により場面が切り替えられ、獄卒たちにより責苦に遭う罪人の姿が描かれる。都市王幅では二つの責苦の場面に分かれる。右方には二体の獄卒と三人の罪人が描かれ、罪人の一人が火に囲まれた台に寝かせられ、獄卒によって体に杭のようなものを打たれている。残りの二人は自分の番を待つように柱に縛り付けられ、それをもう一体の獄卒が見張っている。画面左下の場面には、三体の獄卒と四人の罪人が描かれる。一人の罪人が板状のものに縛り付けられ、それを挟むように二体の獄卒が立つて、一つの鋸を左右から執って、罪人の体を引き切るうとして描かれている。残る一体の獄卒は右手に剣を執りながらそのようすを眺め、他の罪人たちは後方に控えながら、恐る恐るその責苦の様子を見ている。

以上のように、画面上方の冥府の様子は基本的に王と士大夫風の侍者、童子、獄卒と罪人の組み合わせによって構成されるが、このほか、閻羅王幅には王の机の前に浄玻璃鏡が置かれ、訴状を啜えた鳥が描かれ、鏡には人間らしき影が鳥を殺める姿が写されている。また、五官王幅に訴状を持つ子どもの姿が、五道転輪王幅には供物を王に捧げる俗人の夫婦らしき姿が描き込まれている。



宋帝王幅



初江王幅



秦広王幅



泰山王幅



变成王幅



五官王幅



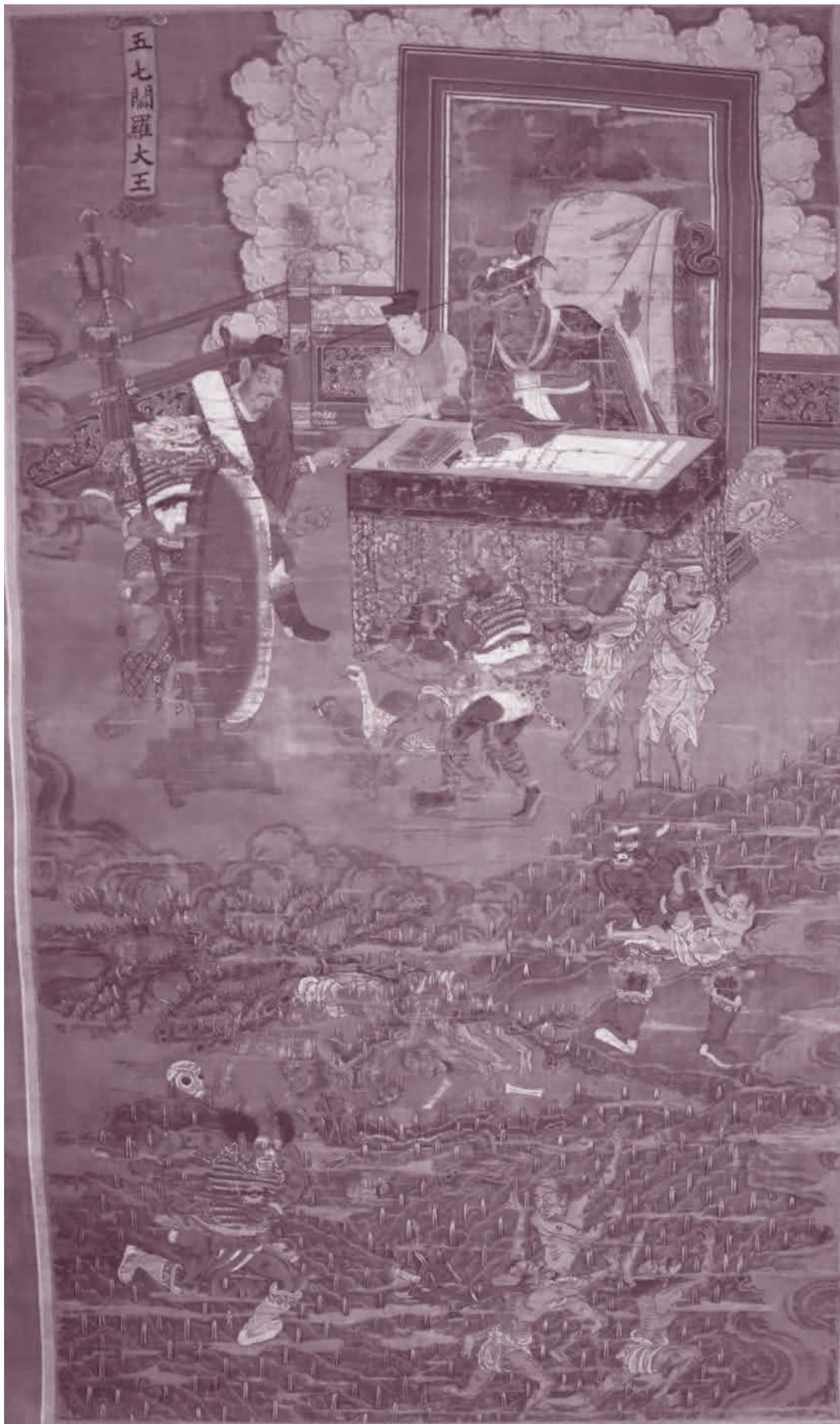
五道転輪王幅



都市王幅



平等王幅



閻羅王幅

下方の地獄の様子は『正法念処経』地獄品に説かれるようなものを基本として、剣岳で血だらけになった者や煮えたぎる釜に入れられる姿などさまざまに描かれている。また、特筆すべきは五道転輪王幅で、ここでは責苦の様子に代わって二体の獄卒に連れられて地獄から釈放される罪人二人が描かれる。

描写は、王や侍者は肉身の輪郭線を朱色で書き起こし、眉や髭、頭髪を毛描きする。王の衣服には、金泥で日月や北斗七星などの文様が描かれ、従者の衣服の折り目などは墨の隈によって表現される。一方で、罪人は肥瘦の少ない墨線によって輪郭を書き起こし、体の起伏を茶色の隈で表現する。獄卒たちの輪郭線は、各体の色のやや濃い色で抑揚のある輪郭線を用い、同じ色で体の起伏も表現する。湧雲や岩は墨によって表現され、岩には現状茶色の彩色も施される。背障の画中画はすべて水墨による山水が描かれる。

#### 保存状態

経年による折れがひどく、各所に顔料の剥離・剥落が認められ修理が必要な状態である。また一部に虫損も認められるが、全体としては鮮やかな描写がよく残っており、後世の大きな補筆は認められない

#### 伝 来

六波羅蜜寺は、天曆五年（九五二）空也上人による開創とされる。源平の争乱など度々の兵火に遭うも、時の為政者によって度々伽藍の整備が行われている。現在の本堂は貞治二年（一三三三）に再建された。本作がいつから同寺の所有に帰したかは詳らかでない。

時 代 元時代

#### 説 明

京都市東山区の六波羅蜜寺に伝来した十幅の十王図である。十王は蔵川撰『閻羅王授記四衆逆修生七齋功德往生浄土教』などに説かれる、冥府において亡くなった者の生前の行いを裁く十人の王のことである。十王信仰は唐代末期から五代時代に

かけて、六道転生の苦しみから衆生を救う地藏信仰などと合わさって成立したと考えられている。十王図は信仰の成立とともに造形化もなされたが、現存するのは南宋時代、十二世紀頃の作例が知られ、鎌倉時代以降日本にもたらされ日本でも数多く描かれた。一幅に一人の王の審判の様子を描き、十幅セットで用いられるのが通例で、本作も十幅に一人ずつ十人の王が描かれる。

本作には秦広王幅、初江王幅、五道転輪王幅の三幅に「陸信忠筆」の落款が認められる。筆者とされる陸信忠は室町時代の『君台観左右張記』には載るが、中国の画史類には表れない絵師で、日本に多く作例が伝わっている。それらには「慶元府車橋石板巷陸信忠筆」などのように制作地と活躍期を示唆する落款を有するものがあり、南宋時代から元時代にかけて、慶元府・浙江寧波で活躍した絵師と考えられている。また、日本に伝来する陸信忠筆の作例には精粗様々なものが存在しており、いわゆる陸信忠工房のようなものが存在し、多くの需要に応えるように制作を行っていたと考えられている。本作に認められる鮮やかで丁寧な彩色は陸信忠周辺の作品であることを物語っているが、輪郭の書きおこしや毛描きなどに粗雑さが見られ、本作もそのような工房作の一つと認められる。

既に述べたように陸信忠筆の作例は多く知られ、また、陸信忠筆の十王図も多く知られているが、本作の特徴は画面の下半分に地獄の様子を細かく描写している点である。本作のように画面を上下に分け上半分に十王の様子を、下半分に地獄の様子を描く作例として、陸仲淵の落款をもつ奈良国立博物館本（重要文化財）が知られている（以下、陸仲淵本と呼称する）。陸仲淵本は閻羅王幅、泰山王幅、五道転輪王幅の三幅のみ現存しているが、その図様を本作と比べるとほとんどが一致している。したがって、失われた陸仲淵本の七幅も本作の図様と近似していたことが推測される。本作、陸仲淵本ともに十王の図様だけを見れば、他の十王図にも類例を見出すことができるが、地獄の描写と組み合わせられた陸家工房の一つの十王図の形態を残す非常に重要な作例であり、さらに、それが十幅完備された状態で伝来している点、本作は大変貴重である。

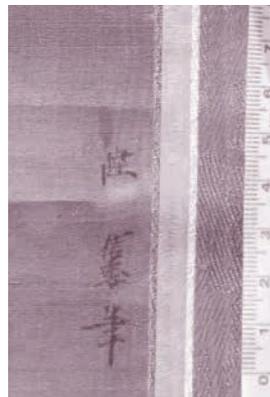
また、画中画の山水図に注目すると、その岩の皴法などは范寛筆《谿山行旅図》（台北・国立故宫博物館蔵）や李公年筆《山水図》（米国・プリンストン大学蔵）に見られるような繊細な筆触を重ねていくものに類似する傾向を見せ、古様を留めた山水図であると考えられ、陸信忠工房の学習の幅が看取される点も貴重である。

以上のように本作は、陸信忠筆の十王図の作例の中でも特異な図様を持ち、それが十幅の状態で見られている貴重な作例であり、美術史上重要な価値を有するため、京都府指定文化財に指定し、保存を図るものである。

（長谷川 貴信）

【参考文献】

- 中野照男 『閻魔・十王像』（至文堂、一九九二年）  
 井手誠之輔 『日本の宋元仏画』（至文堂、二〇〇一年）  
 北澤菜月 『寧波仏画』の居場所（『聖地寧波』、奈良国立博物館、二〇〇九年）及び同書作品解説  
 北澤菜月 「陸仲淵筆羅漢図の画風について—寧波仏画の表現様式に関する覚書—」（『仏教美術論集1 様式論—スタイルとモードの分析』、竹林舎、二〇一二年）  
 森道彦 『京都観音めぐり 洛陽三十三所の寺宝』（作品解説、勉誠出版、二〇一九年）  
 呉孟晋 『聖地をたずねて—西国三十三所の信仰と至宝—』（作品解説、京都国立博物館、二〇二〇年）  
 梅沢恵 「日本に伝来した陸信忠画」（『アジア仏教美術論集IV 南宋・金・大理』、中央公論美術出版、二〇二〇年）  
 沈宏琳 「陸信忠系十王図における十大夫形象—土地神としての張大帝—」（『美術史』一九一、二〇二二年）



背障の画中画（上：五道転輪王幅、下：変成王幅）

落款（右上：秦広王幅、右下：初江王幅、左上：五道転輪王幅）

木造阿弥陀如来坐像

像内にアン(梵字)アミタ仏等の銘がある

一 軀 (彫刻)

京都市東山区泉涌寺山内町三五の一

宗教法人 悲田院

法 量

像高	七一・四	髮際高	五一・九
頂一顎	三一・一	面長	一二・二
面幅	一一・〇	耳張	一五・〇
面奥	一五・一		
胸奥(左)	一六・九	(右)	一六・六
腹奥	一七・五	膝張	四八・〇
臂張	三六・三	膝高(左)	九九
膝高(右)	九・八	裳先一奥	三八・六
坐奥	三二・六	台座幅	八三・八
台座高	五八・九		
台座奥	六〇・七	光背幅	七一・二
光背高	一一七・〇		

(いずれも光背柄含まず)

形 状

本体 高髻。元結紐は上方二条。元結の上に接して花形飾りを付け、その周りに髪を七弁二重の花形に結う。髻下端を髪束で巻く。髪は左右に振り分けて後方で各二段の蕨手状に先端を作る。天冠台は下から紐・連珠・紐・無文帯とし、その上に八方に花弁形を配する。頭髪毛筋彫り。天冠台下の地髪は正面中央で左右に分け、鬢髪一条が耳をわたる。白毫相。半眼。閉口。鼻孔・耳孔を穿つ。耳朵環状貫通。三道彫出。衲衣は右肩を覆い左肩にかかる(通肩)。襟を折り返す。腕釧(紐二条と列弁)と足釧(紐二条)を付ける。両手は膝上で弥陀定印を結ぶ。右足を外にし

て結跏趺坐する。

光背 船形光背。化仏左右各六体、頂上に宝塔を付す。

台座 蓮華座。

品質構造

本体 針葉樹材。一木割短造。漆箔、截金。玉眼。白毫水晶製嵌入。

頭体幹部は、頭頂より地付きまで一木から彫出し、両耳後ろを通る線で前後に割つて内割りし、襟際で割首とする。木心は後方に外す。頸部は首後ろから竹釘で体部と固定する。両体側に各一材、膝前部に横木一材を短ぎ、以上すべて内割りを施す。体幹部材と膝前材の短ぎ目、像地付き周りに布張りを施す。地付き周りに厚さ約一センチの底板を受けたと見られる段差を作り出す。髻に別材を短ぎ。両前膊上面に各別材を短ぎ、別材製の両手首先を袖口に差し込む。手首先は左右共木。裳先別材。像底の両脚部中央に低い角柄を貼り付ける。

表面は布貼り、鋪下地に漆箔を施していると思われる。

体部像内は漆と思われるもので黒く塗られ、さらに上に透き漆をかける。

保存状態

本体 白毫、裳先裏の角ほぞ、表面仕上げ(頭髪は現状全面に赤褐色彩とし、さらに髻、天冠台下地髪部には表面にヤニ状の層がかかる。赤褐色彩の下層に、両耳前から耳を渡る鬢髪の前面に漆箔が認められる。元結飾りと天冠台は漆箔。髮際の際れ毛、眉、髭を墨描する。肉身部金泥。着衣部漆箔。衲衣は、条葉部は截金で唐草文、田相部は種々の繋ぎ文を表す。背面の文様は、青灰色を呈する。)、像内の透き漆、玉眼の木屎漆、鏝、以上後補。髻の右下部、割損。

光背、台座、各後補。

銘 記 頭部前面部内割り面、玉眼の下に次の墨書銘がある。

忍アミタ仏

□アミタ仏

金アミタ仏

(アン・梵字)アミタ仏 □アミタ仏

□アミタ仏

源正<sup>(カ)</sup>

伝 来

(一) 悲田院本堂の脇壇に、客仏として安置される。

(二) 『視覃雜記』によれば、俊苒の臨終仏とみなされ、室町時代には泉涌寺新方丈本尊として安置されていた。

(三) 『泉涌寺要集』によれば、江戸時代には泉涌寺海会堂の本尊として安置されていた。

時 代 鎌倉時代

説 明

泉涌寺の塔頭、悲田院の本堂内、本尊左脇に安置される阿弥陀如来坐像である。本像頭部内にある結縁銘の中に、「アン(梵字)アミタ仏」の名が含まれ、仏師快慶の建仁三年(一一〇三)十一月の法橋補任以前のいわゆる無位時代の名乗りである「安阿弥陀仏」を指すと判断される。なお、そのほかの同朋衆の人名は、いずれも快慶作の、建久五年(一一九四)に供養された滋賀県石山寺木造大日如来坐像(重要文化財)、建仁三年(一一〇三)の奈良県安倍文殊院木造文殊菩薩像(国宝)、同年の結縁交名のある京都醍醐寺不動明王坐像(重要文化財)等の墨書銘に、それぞれ共通の人名を見出すことができる。

本像は、高髻を結び、宝冠をいただき、衣を通肩にまとって結跏趺坐する。構造は一木割刳造で、切れ長な目、頬を張った顔立ち、抑揚を抑えた体軀、上体を反らせて座る姿勢、整然と整った衣文線などに、鎌倉時代の仏師快慶の端正な作風がよく表れている。こうした本像の作風と、先述した墨書銘の内容を考慮すると、本像

は仏師快慶の作とみて間違いないものと判断される。

宝冠阿弥陀如来は、円仁将来の金剛界八十一尊曼荼羅中西方蓮華部に描かれる姿を典拠とするもので、常行三昧の本尊とされる。仏師快慶による同図像の作例として、静岡県伊豆山神社下常行堂の本尊だった、建仁元年(一一〇一)の広島県耕三寺阿弥陀如来坐像(重要文化財)が知られている。耕三寺像は、高い髻をはじめとした全体のプロポーシオン、衣文構成、肉身の抑揚を抑えた体軀、耳の形など、総じて本像に非常に類似しており、本像は耕三寺像からそう隔たらない時期の作であると考えられる。後世の表面の補修により尊容を損ねているところがあるものの、本体の木部には後世の改変はあまりみられず、保存状態はおおむね良好であるといえる。

本像の制作は、泉涌寺が創建された嘉祿二年(一二二六)以前に遡る。当初の安置場所や泉涌寺に入った経緯は明らかでないものの、『視覃雜記』によれば、室町時代一六世紀には開山俊苒の臨終仏とみなされて泉涌寺新方丈に安置されていた。その後江戸時代には泉涌寺の海会堂に移され、本尊として安置されていたことが『泉涌寺要集』から知られる。

以上のように本像は、仏師快慶が無位時代に制作した宝冠阿弥陀如来像の優品として貴重なものである。また、室町時代後期には泉涌寺に伝来したことが知られ、泉涌寺の歴史を物語る作例としても価値が高い。

(桑原 正明)

【参考文献】

寺島典人「京都・悲田院の宝冠阿弥陀如来坐像」(『日本における木の造形的表現とその文化的背景に関する総合的考察 資料集』、京都国立博物館、二〇一〇年)  
『日本彫刻史基礎資料集成 鎌倉時代 造像銘記編 補遺』(中央公論美術出版社、二〇二〇年)



背面



全身 正面



全身 右側面



全身 左側面



像底



面部 正面



像内 墨書銘 (提供：山口隆介氏)

木造金剛力士立像

像の像内に正安三年巧匠定有等の銘がある

二 軀 (彫刻)

亀岡市宮前町宮川神尾山三

宗教法人 金輪寺

法 量

像 高	呷形	阿形
三〇三・〇		三一〇・〇
髻頂—顎	七二・二	八二・一
頭頂—顎	四九・九	五八・四
面 幅	三二・五	三二・二
耳 張	四〇・二	四一・四
面 奥	四六・二	四四・一
胸 奥 (左)	五五・九	四九・一
(右)	五九・九	五三・七
腹 奥	五〇・三	四七・八
臂 張	一一八・〇	一四一・四
裾 張	一一九・六	一三三・八
足先開 (外)	一〇九・四	一〇三・〇
(内)	八三・七	八五・三

形 状

一、呷形

髻を結う。元結紐を正面で結び、左右の端を上方に翻す。目を大きく見開き瞋目、閉口。髭をあらわす。耳孔、鼻孔を深く穿つ(像内には貫通しない)。裳(折り返しつき)を着ける。天衣は頭部後方に翻り、両肩前を通り、両脇脇にて腹帯に絡み、両体側に垂下する。左手は軽く屈臂して左腰下にて五指を握る。右手は屈臂し、右

胸脇で掌を前に向け五指を開く。腰を大きく右に捻り、左足を斜め前方に踏み出して立つ。

二、阿形

開口。左手は屈臂し、後方に振りかぶって左肩上方で持物(金剛杵)を執る。右手は垂下し、右大腿外側にて掌を下に向けて指先を内に向け五指を伸ばす。腰を左に捻り、右足を側方に開いて立つ。その他は、基本的に阿形像に準じる。

品質構造

一、呷形

針葉樹材。寄木造。彩色。玉眼。

頭部は耳よりやや後方を通る線で前後に短ぎ、さらに左頬骨から目尻、右頬骨外側からこめかみ前方を通る線にて面部を短ぐ。髻、元結紐は各別材製。挿首。

体幹部は正中及び脇下を通る線で前後左右四材製。乳首も共木より彫出する。右腰脇外側の帯下から膝の外側、左膝下より外側、裳先に各別材を短ぐ。天衣遊離部別材製。両腕とも肩、肘、手首で短ぐ。両足先別材製。表面は現状古色を呈する。

二、阿形

針葉樹材。寄木造。彩色。玉眼。

頭部は両耳前を通る線で前後に短ぎ、両頬骨から目尻を通る線にて面部を短ぐ。鼻先、眉、額前面、後頭部に別材を短ぎ足す。髻、元結紐は各別材製。挿首。

体幹部は正中及び脇下を通る線で前後左右四材製。左腰下の体側に前後二材、右脛半ばより外側、右に翻る裳先に各別材を短ぐ。乳首別材製。天衣遊離部別材製。左腕は肩、臂外で短ぐ(手首も短ぐと推測されるが現状では短ぎ目は明瞭でない)。指先各別材製。右腕は肩、臂、手首で短ぐ。両足先別材製。その他、耳朵先や裳の衣端などに適宜小材を短ぎ足す。

表面は現状古色を呈する。

保存状態

両像とも、昭和五〇、五一年度の解体修理により、表面に大きく手を入れ形状を整え、古色仕上げとなっている。

一、吽形

右腕、両手首先、裳先別材部、衣端等の小補材、以上後補。

元結紐の結び目より先、玉眼、天衣遊離部、両足先、表面の古色、台座、以上昭和修理時の新補。

二、阿形

右腰下の天衣遊離部、後補。

その他の天衣遊離部、元結紐の結び目より先、玉眼、耳朶先、両足先、表面の古色、台座、以上昭和修理時の新補。

銘記

〈像内墨書銘〉

一、吽形像 体部背面腰部

正安三年〈辛／丑〉九月日奉造立之

(梵字バン・アーク) 金輪寺〈力／土〉大願主権大僧都法印□□ 巧匠

定有

法眼大和上位

子息

定現

二、場所不明(昭和修理時の写真から確認できるが、いずれの像のものか含め不明)

大仏師 源介

同 久七

□□七□

〈像内納入木札〉(昭和修理時に像内から多くの修理銘札が発見された。現在は像内に再び納入されている。修理記録が乏しいため、いずれの像内から取り出されたものか不明なものもある。以下、便宜的に番号を付す。)

一、(吽形像 像内背面右腰脇に打付け)

奉再興(金剛王)一尊

宿坊宝蔵坊

施主下中野村

日下部七左衛門

(梵字ウン) 為二世安楽

本願之化主神尾山金輪寺〈坊／中〉豊蔵坊存性

極楽坊仙峯

二、(※一の裏面か)

京都送迎之人足宮川村中野村赤熊村惣中

大仏師京油小路通五条下ル町清水右京□政

金輪寺 宝永五戊子年

無住節 十二月十日

三、(阿形像 像内背面臀部右寄りに打ち付け)

奉再興(両這金剛王)

志之勸化

谷中諸檀方

京都送迎之人足宮川村中野村赤熊村

(梵字ア) 大仏師京油小路五条下ル町清水右京□政

取持施主宮川村庄屋吉左衛門肝煎武右衛門・金右衛門・平兵衛・瀬平

前庄屋儀右衛門

豊蔵坊 存性

本願之化主神尾山金輪寺〈坊／中〉 極楽坊 仙峯

宝蔵坊弟子

爲請願成就也

四、(位置不明)

宝永五戊子天

十二月十日

金輪寺 無住節

五十一 (吽形像背面腰部中央に打付け)

仁王兩尊及大破予不忍見

以自力奉加再興者也

(梵字ウン) 岨天明六丙午年

五月吉良日

神尾山金輪寺當住

恵山〈謹言〉

五十二 (位置不明。阿形像内か)

仁王兩尊及大破予不忍見

以自力奉加再興者也

(梵字ア) 岨天明六丙午年

五月吉良日

神尾山金輪寺當住

六一 (五十一の裏面か)

大仏師京都五條鞆町田中浄慶

世話

宮川村庄屋岡本半蔵

宮川村時之肝煎

佐大夫・市兵衛・幸七

六一 (五十二の裏面か)

大仏師京都五條鞆町田中浄慶

世話

宮川村庄屋岡本半蔵

宮川村時之肝煎

佐大夫・市兵衛・幸七

伝 来

(一) 金輪寺は、神尾山の中腹に位置する山岳寺院である。寺伝によると延暦年間  
の創建になり、鎌倉時代に明恵高弟の高信の活動拠点となった。室町時代後期に、  
背後に位置する神尾山城を舞台に戦乱が繰り広げられ、兵火にかかるが、同寺に  
伝わる天文六年(一五三七)の管領細川晴元以下連名の奉加帳から、天文年間に再  
興されたことが知られる。その後江戸時代には亀山藩主の庇護を受け、延宝七年  
(一六七九)に再建された本堂(府指定文化財)が現存する。

(二) 本像は元来仁王門に安置され、仁王門が衰滅した後には本堂に移され、現在本  
堂外陣に安置される。現状阿形が西、吽形が東に配置される。

(三) 吽形像は、像内墨書銘から、正安三年(一三〇一)に巧匠定有により造立さ  
れたことが知られる。

(四) 宝永五年(一七〇八)、京都油小路五条の仏師清水右京により修理されたこと  
が、昭和修理時に発見された像内納入木札より知られる。

(五) 天明六年(一七八六)、京都五条鞆町の仏師田中浄慶により修理されたことが、  
像内納入木札より知られる。

(六) 昭和五〇、五一年、解体修理(施工: 仏師佐川定慶)。この折、像内から墨書、  
修理銘札が発見される。

(七) 平成二九年、京都府暫定登録文化財に登録。



吽形像 全身右側面



吽形像 全身正面



吽形像 面部右側面



吽形像 面部正面

時代 吽形像 鎌倉時代

阿形像 室町時代

### 説明

亀岡市宮前町の金輪寺本堂に安置される、共に像高約三メートルの金剛力士像である。現状、本堂外陣の両端に、左（西）に阿形、右（東）に吽形が、互いに向かい合って安置される。昭和五〇・五一年度の修理時に発見された墨書銘により、吽形像は正安三年（一三〇一）九月に、権大僧都法印□□を大願主とし、巧匠定有により、当初から金輪寺の像として制作されたことが確認できる。またこの時双方の像内から宝永、天明年間の修理時の銘札が確認されており、以降の修理歴を知ることが出来る点も貴重である。

吽形像は、胸板が厚く、腰を引き締めた均整のとれた造形を示す。肉身の表現には定型化がみられるものの、元弘三年（一三三三）法印院興等による神奈川・称名寺像（重要文化財）ほどには定型化が進んでいない。また、鎌倉時代後半の金剛力士像には、弘安八年（一二八五）法眼慶秀・法橋湛康による京都・勝持寺像や、これと近い頃とみられる京都・宝積寺像（いずれも重要文化財）など、誇張された筋肉表現や煩雑な着衣表現、大きな動勢を示す作例が比較的多い。これらに比べると本像は、着衣表現や動勢表現に抑制が効いた自然な表現を示しており、鎌倉時代後期の他作例に、造形的にも劣らないものがある。作者の定有は仏師系統不詳で、作例もほかに知られないが、冗長さを感じさせない造形からは優れた技量がかげえる。全体に後世の補修の手が入っているものの、作者、伝来の明らか、鎌倉時代後期に遡る金剛力士像の基準作として貴重なものである。

一方阿形像は、例えば耳後ろの筋肉の盛り上がりなど、細部の形まで吽形像を意識したとみられるものの、吽形と比べると頭部が過大で寸詰まりな体形、やや極端な腰のひねり、形の崩れた胸の筋肉表現、裳の布地の厚みのある表現などから、明らかに後世の補作と判断される。

修理銘札によれば、本像は江戸時代の天明年間には大破し、修理を要する状態であった。補作された阿形像もこの時点である程度造像から年数を経ていると考えられる。阿形像の年代はなお検討を要するが、あるいは、室町時代後期の寺院再興が、阿形像造立の一つの契機であった可能性も検討の余地がある。

以上のように、吽形像は作者、年代、伝来の明らか、鎌倉時代後期に遡る金剛力士像の基準作として貴重なものである。阿形像は後補ながら中世に遡ると推定でき、中世後期の金輪寺の再興との関連性をうかがわせる点で、寺史、地域史上も高い資料的価値を有する。また造形的にも吽形を意識して補われたことが明らかであるため、一具として保存を図ることが望ましいと考えられる。

（桑原 正明）



吽形像 像内体部背面腰部墨書



阿形像 面部左側面



阿形像 面部正面



阿形像 全身左側面



阿形像 全身正面

こんどうのうせしやうとう  
**金銅能作性塔**  
 もくぞうさいしきほつじゆだい  
**木造彩色宝珠台**

各一基（工藝品）

木津川市加茂町例幣海住山二〇

宗教法人 海住山寺

法 量

金銅能作性塔 総高 二二・九 胴径 一〇・一

木造彩色宝珠台 総高 六一・〇 幅 一〇六・七

品質形状

金銅能作性塔

水瓶型の金銅鍛造製宝珠容器。上部の注口に当たる部分に六花形柱状の注口を持ち、短めの首、やや肩の張った胴を持つ。胴中央の紐帯で上下に分かれる。内部は鍍金されている。

下部（身）は、裾すぼまりの盃型。下端に打ち出しによる蓮弁をめぐらせ、蓮弁内部に縦一本の筋を入れる。口縁内側に銅板を接合し、突起部が蓋とかみ合い離れないよう細工されている。高台は別製で上下二段になっており、身の底部に接合される。

上部（蓋）は、下から肩・肩上面の蓮弁帯・座金・首・注口蓋・注口の計七部材をそれぞれ別製し、接合している。肩上面、注口蓋に、それぞれ蓮弁をめぐらせる。肩部は打ち出し製であるが、身と異なり蓮弁内の筋は見られない。身との接合部は蓋本体と一体で作る。

蓋、身合わせて計四か所に二条の紐帯をめぐらせる。

内部に奉安されたとみられる径六・七センチメートルの水晶製宝珠が、ともに伝来する。（現在は唐花唐草文様金入錦仕覆に入れられ、能作性塔とは別の保存箱に

納入される。）

木造彩色宝珠台

周囲を丸く落とした横長の基台に、薄い山形をはめこんで安置される。

山形 木造。彩色仕上げ。

片面に石清水八幡宮の社殿を、もう片面に聖徳太子勝曼経講讃図を描き、全体として山の稜線をかたどる。中腹にもところどころに山の稜線を浮彫する。石清水八幡宮の面は三材、聖徳太子講讃図の面は四材を、それぞれ縦に矧ぎ合わせて接合し、内部は中空とする。

山の頂上に、直径約五・五センチの円形の窪みを穿つ。窪みの周囲には、複数の銅片や釘が打たれている。このうち聖徳太子講讃図の面に見られる大きな銅片は、銅片をU字形に丸め、上部が切られており、何等かのものが挿入されていたとみられる。

表面は黒漆を薄く塗った上に白色下地を施す。石清水八幡宮の面には、山の頂上付近に本殿、楼門、回廊などを描き、その周囲には浮彫の山並みの中に建物や橋を点在させ、山中を行く参詣者も描かれる。中央下方にある鳥居の扁額には「八幡護国寺」という墨書が認められる。聖徳太子講讃図の面は、山形の中央に屋形を描き、屋形内には袈裟をつけて坐す太子を中心に、大兄皇子、高麗法師惠慈、百濟博士学呵、蘇我大臣馬子、小野臣妹子が聴聞するさまが描かれ、太子以外は人物の近くに名前が墨書される。この面のみ、土坡に金泥を多用する。

内部は全面に黒漆を塗る。

基台 木造。一材製。黒漆塗、平時絵で全面に波文、研出時絵で飛鶴や亀、魚、橋などを描く。底面は浅く刳りこみ、黒漆塗とする。

保存状態

金銅能作性塔 上下の接合がややねじれ、全体に斜めに傾く。

木造彩色宝珠台 山形表面の漆層、彩色層の剥離剥落が各所で生じている。

基台表面に漆塗膜の欠損がみとめられる。

伝 来

(一) いずれも、海住山寺に伝来した。現在、奈良国立博物館に寄託される。

(二) 金銅能作性塔は、明治十五年三月、本堂再建の際、棟梁により現在の二重箱が制作されたことが、箱書から知られる。

時 代 鎌倉時代～南北朝時代 一四世紀

説 明

海住山寺に伝来した、特色ある宝珠信仰を反映した類例のない美術工芸品である。

金銅能作性塔は、胴部で蓋と身に分かれ、内部に能作性珠（本作品の場合は、水晶製宝珠）が納置される容器で、仕覆に入った水晶製宝珠とともに伝来した。開口部は蓋と身を合わせて九十度ほど回転させることで、口縁に作られた突起がかみ合い締まる構造で、内部は鍍金される。能作性塔の遺品は、奈良県生駒市長福寺の能作性塔（国宝 鎌倉時代）の他には類例が少なく、本作品は長福寺のものには失われた内容品（宝珠）とともに伝来する点で貴重である。長福寺能作性塔は、叡尊周辺での制作と想定されており、海住山寺の本作品にも真言密教と戒律を重んじる真言律の関与を想定する意見がある。蓋と身のかみあわせの構造は、西大寺の舍利瓶（国宝 鎌倉時代）と同様である点も、あわせて注目される。

宝珠台は、木製の山形の上に宝珠を乗せる円形の窪みを設けた類例のない造形物で、周囲を丸く落とした横長の基台の中央に、奥行きが薄い山形を嵌め込む構造である。山形は薄板を矧ぎ合わせて形作り、中腹に連なる山の稜線を浮彫で表している。

頂上部には、径約五・五センチの窪みが穿たれ、金銅能作性塔の内部に奉安される宝珠を安置するのにふさわしい大きさである。円形の窪みの周囲には複数の金具や釘が打たれ、円形の窪みに載せた宝珠を荘厳するため、何らかの荘厳具が取り付けられていたとみられる。

表面は、漆塗、白色下地の上に彩色が施され、片面には聖徳太子勝鬘経講讀図が、

もう片側には石清水八幡宮の社殿が描かれ、全体として石清水八幡宮の鎮座する男山をかたどったものと考えられる。石清水八幡宮の面には、山の頂上付近に本殿、楼門、回廊や多宝塔などの社殿が描かれ、中腹や麓にも建物が点在する。石清水八幡宮の社殿は、同社を描いた鎌倉～南北朝期の作品である、根津美術館本「石清水八幡宮曼荼羅」や、「一遍聖絵」（国宝）等と、基本的に同系統の構図で描かれる。下方の鳥居には「八幡護国寺」の墨書がみられる。黒漆塗の基台には銀の水波、水中に遊ぶ鶴や亀が蒔絵され、男山に神聖な山、瑞山としてのイメージが投影されていることを窺わせる。また、石清水八幡宮側の基台の向かって右手前には橋が蒔絵され、山崎橋を示す可能性がある。

聖徳太子勝鬘経講讀図は、山の中腹の屋形内に袈裟をつけた聖徳太子を描き、その周囲に「大兄皇子」「高麗法師惠慈」「百濟博士学呵」「蘇我大臣馬子」「小野臣妹子」が聴聞するさまが描かれる。人物の配置や姿勢は、法隆寺や斑鳩寺の「聖徳太子勝鬘経講讀図」（いずれも重要文化財）と、基本的に同一の画像を踏襲している。こちらの面では土坡に金泥を多用し、基台には水波と鶴しか表さないなど、変化をつけている。石清水八幡宮の描写は精緻であり、宮曼荼羅の図様や表現をよく知った絵師の手によるものと想定できる。また、聖徳太子講讀図の面も含め、総じて十四世紀頃の標準的なやまと絵のすぐれた絵画表現が認められる。

金銅能作性塔と宝珠台との一具性を史料から裏付けることはできないものの、同一の寺院に伝来し、宝珠台頂部のくぼみが、能作性塔に納置された宝珠の大きさにふさわしいことを勘案すると、この宝珠を安置するために宝珠台が作られた可能性も十分考えられる。

また、宝珠台に描かれた石清水八幡宮や聖徳太子には、ともに宝珠信仰との結びつきが想定できる。石清水八幡宮には宝珠を納めた「黒漆八角宝珠箱」が伝来し、如意宝珠法を開拓した範俊（一〇三八～一一二二）ゆかりとの社伝を有する。石清水八幡宮と宝珠との結びつきは認められるが、そこに聖徳太子講讀図を組み合わせた根拠としては、西大寺の叡尊の行った宝珠法との関連が指摘されている。叡尊は、

元寇退散を祈願して石清水八幡宮において如法尊勝法を修し、また聖徳太子を如意輪観音と観じて四天王寺で如意輪宝珠法を行っている。本作品と叡尊との関わりを示す史料は残っておらず、本作品が海住山寺に伝来した経緯も明らかでないものの、海住山寺は承元二年（一一〇八）に貞慶が入り、戒律修行の寺院として中興開山された寺院で、海住山寺十輪院の僧覚澄が嘉禎元年（一一三五）叡尊の求めに応じて西大寺で律儀を開講して読師を務める（『感身学止記』）など、叡尊とも少なからぬ関わりを有したことが知られている。

このように、石清水八幡宮や聖徳太子と宝珠との深い関連性をふまえると、金銅能作性塔と宝珠台は、ともに南都の特色ある宝珠信仰を示す、類例のない優れた遺品といえるものであり、一体として保護を図ることが望ましいと考えられる。

（桑原 正明）

【参考文献】

- 泉武夫「黒漆八角宝珠箱の金銀泥絵像とその意味」『仏教芸術』三二二、二〇一〇年）  
 内藤栄『舍利と宝珠』（至文堂、二〇一一年）  
 『海住山寺の美術』（海住山寺、二〇一三年）  
 『南山城の古寺巡礼』（京都国立博物館、二〇一四年）



金銅能作性塔



水晶製宝珠



金銅能作性塔（展開）



水晶の仕覆



木造彩色宝珠台 頂部



木造彩色宝珠台 全景（石清水八幡宮境内側）



木造彩色宝珠台 全景（聖徳太子勝鬘經講讀図側）



石清水八幡宮社殿詳細



聖徳太子勝鬘經講贊図詳細

# 井尻家文書

一三三七点 (古文書)

附 文書箱 文政十三年、嘉永七年及び慶応元年の墨書銘がある

三合 個人

法 量 第一箱 横三四・〇、縦四八・〇、高さ三二・一

第二箱 横三八・一、縦四九・〇、高さ三二・一

第三箱 横一五・四、縦五二・〇、高さ二二・一

時代 鎌倉時代～昭和時代

説明

大山崎町大字大山崎に所在する井尻家に伝来した文書群である。年紀の判明する最古の文書は応長元年（一三一）の預所沙弥宛行状で、以後昭和時代に至るまでの千点余りの文書が文書箱三合にまとまって伝来している。このうち、鎌倉・室町時代の文書は約三〇点に上るが、元治元年（一八六四）に発生した禁門の変による類火で系図等を焼失したと伝え、室町時代後期や江戸時代中期は比較的資料が少ないなど、残存状況に時期的な偏りがみられる。なお、近代以降複数回にわたり整理・分類等がなされており、現状は旧来の伝来状況を残していない。

井尻家は秦氏を名乗り、鎌倉時代にはすでに大山崎の井尻保内の現在地周辺に居住していたと推測される。中世には大山崎の神人、近世には社家として活動したほか、井尻保の貫主を務めるなど近代まで一貫して地域の有力者であった。居宅は西国街道に直交する小道に接する方形区画に存する。

内容としては、大山崎神人の特権である荏胡麻取扱に関連した、播磨国内での荘園支配や相論に係る資料が目される。石清水八幡宮領の播磨国松原荘（現姫路市）の荘園支配には、井尻氏が直接関与しており、国人の活動に対して現地の雑掌らとともに幕府に訴訟を行うなど、大山崎神人の広域に及ぶ活動の一端を明らかにする。

また、現在の離宮八幡宮周辺に存在した平安時代創建の相応寺にかかる中世以来

の資料が断片的ながら残り、井尻氏が同寺の「惣追捕使」職を相伝するなどし、寺院自体が荒廃した後もその旧境内地の支配に一定の影響を持ち続けていたことなどが判明する。

江戸時代になると社家を世襲して代々大山崎の行政に携わっているほか、居住する井尻保の貫主も務めており、これらに関わる職務としての地域支配に係る文書や、離宮八幡宮や酒解神社の関係資料、また、檀家を務めた大念寺、瑞雲寺、宝積寺本寂院などの資料が多く伝来する。また、近代においては、蛤御門の変で系図が焼失したことなどから、再度系譜を作成する様子を伝える資料などが残る。

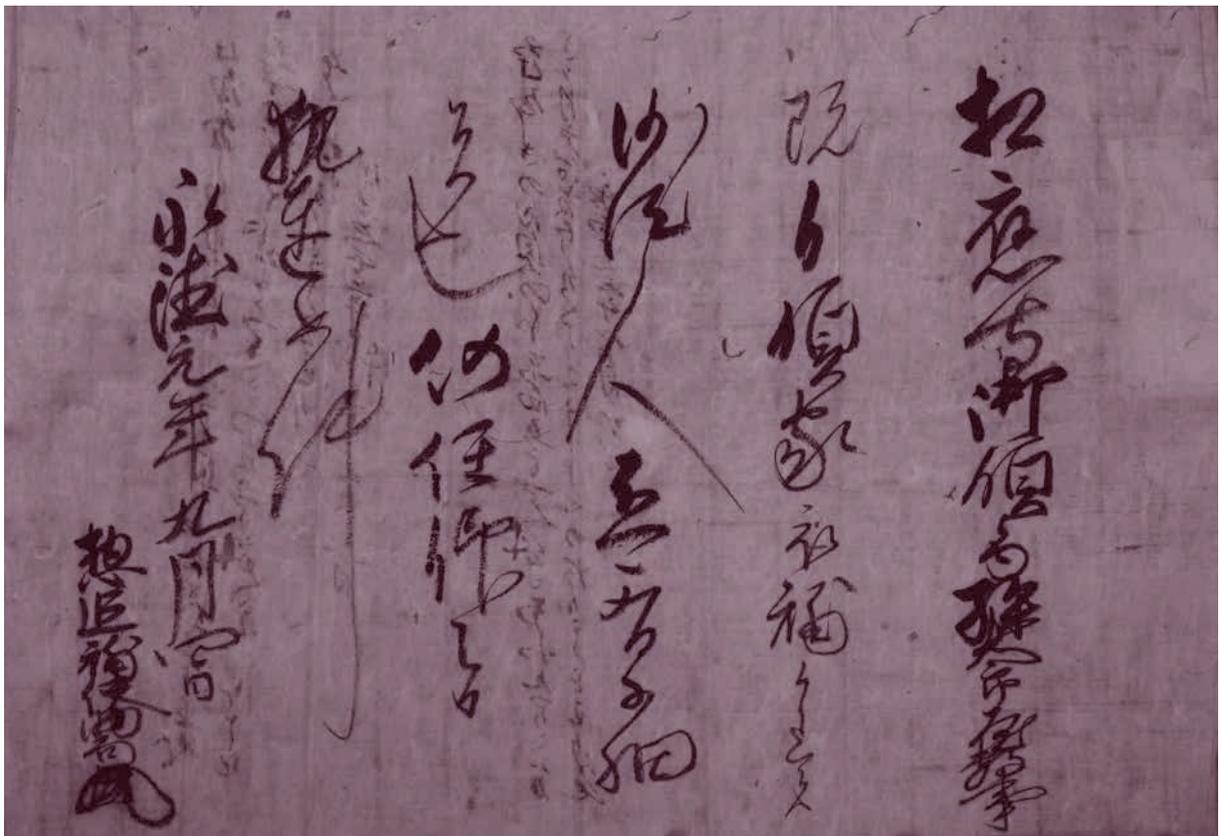
大山崎町域では、井尻家とも関係の深い離宮八幡宮文書（重要文化財）がすでに知られており、井尻家文書の内容と合わせることで大山崎地域の中世以来の動向を立体的に把握することが可能となる。

なお、井尻家文書は近代において過去何度かにわたって分類・整理された痕跡があり、年代や人名を記した付け札や書き込みが中世文書を中心にみられる他、一部文書は裏打ちが施されている。

加えて、本資料群を収納していた木製の文書箱三合が伝来する。第一箱は蓋に「諸書附入」、箱裏に「嘉永七年甲寅十月十日／当家四十一世孫井尻全泰助房調」、第二箱は蓋に「五保若衆中」、蓋裏に「慶応元年／乙丑正月／新調之」、第三箱は蓋に「祝詞箱 惣長者」、箱裏に「文化十三年十二月 藤井兵庫紀則征／松田右膳藤原秀京／中田右京源貞□」の墨書がそれぞれある。

このように、本資料は、長期にわたりほぼ同一の場所に居住し続けた家によって伝世されてきた、鎌倉時代以降現代までの長期間に及ぶ極めて珍しい資料群であり、また、一つの家が各時代において支配者や社寺、地域の人々との間で構築したさまざまな関係性やその変遷を知る上でも大変貴重であることから、京都府指定文化財に指定し、その保存をはかるものである。

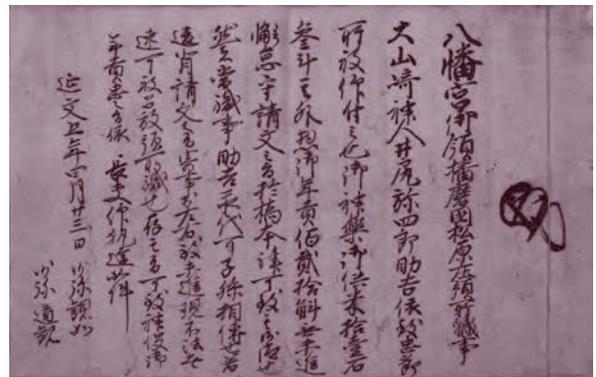
（吉野 健一）



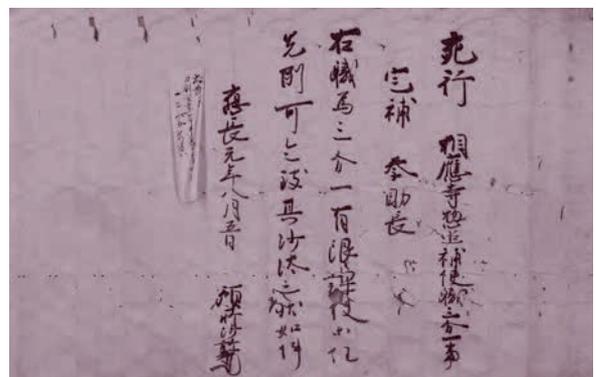
井尻助尚遵行状（永徳元年 [1381]）



田畑出銭之事（天正 17 年 [1589]）



石清水八幡宮別当家奉書（延文 5 年 [1360]）



預所沙弥宛行状（応長元年 [1311]）

紙本墨書統浦嶋子伝記

一卷（書跡・典籍）

与謝郡伊根町本庄浜一四一  
宗教法人 宇良神社

法 量 縦 三三・〇 横 五一・三（第一紙）

縦 三三・〇 横 五一・四（第二紙）

縦 三三・一 横 五一・四（第三紙）

縦 三三・二 横 五一・二（第四紙）

縦 三三・一 横 五一・三（第五紙）

縦 三三・一 横 五一・一（第六紙）

縦 三三・〇 横 五〇・五（第七紙）

縦 三三・〇 横 五〇・一（第八紙）

形 状 卷子装（一部糊剥がれ）、楮紙、八紙、無界、一紙十九行程度、一行十八文字前後

時 代 鎌倉時代 永仁二年（一二九四）

説 明

伊根町本庄浜に所在する宇良神社（浦嶋神社）は、浦嶋子を祭神とし、「延喜式」神名帳の「与謝郡宇良神社」に比定される神社で、中世から近世にかけては「浦嶋社」と称した。祭神である浦嶋子の伝説は、『丹後国風土記』逸文や、『日本書紀』『万葉集』などにも記載があり、また「浦嶋子伝」「統浦嶋子伝記」としてまとめられ、その後は能や御伽草子などとして、広く人口に膾炙した。

「統浦嶋子伝記」は、先行する「浦嶋子伝」に、漢詩等を加えて延喜二十年（九二〇）に成立したことが本文中に記されるほか、平安時代後期成立の『扶桑略記』には、「統浦嶋子伝」として「統浦嶋子伝記」の一部が引用されており、遅くとも平安時代中期にはすでに成立していたものと考えられる。全体が漢文で記され、特に蓬萊山の記

述は極めて詳細かつ秀麗で、また全体に神仙思想の影響を強く受けている。最古の浦嶋伝説の記録ともされる「丹後国風土記逸文」とは、舞台の地名の記載がないことや、亀の表現が異なるなど違いもみられるが、物語の大枠は概ね同様であり、「丹後国風土記逸文」が参照した、伊豫部馬養の書との関係性を指摘する説もある。

平安時代以降、群書類従本「浦嶋子伝」、「古事談」所収「浦嶋子伝」など、複数の「浦嶋子伝」が成立しているが、「統浦嶋子伝記」は、本文の質量ともに最も充実しており、これらの諸本にも影響を与えたとも指摘される。この「統浦嶋子伝記」や「浦嶋子伝」をもとに、後に多様な浦嶋伝説が成立、展開しており、本資料は、これら浦嶋伝説の「祖型」を伝える資料として貴重である。

宇良神社本「統浦嶋子伝記」（以下宇良本）の伝来については、その冒頭に、承平二年（九三二）に坂上高明（不詳）が勘解由曹局で注したことを記すが、それを徵する他の資料は確認できない。また、宇良本の奥書には、永仁二年（一二九四）に「丹州筒河庄福田村」の「如法道場宝蓮寺」で書写したことが記される。「筒河庄」は、宇良神社後方を流れる筒川に由来をもつ名称であり、宇良神社は庄内に所在するが、「福田村」「宝蓮寺」は未詳である。

以後の伝来経過は不明であるが、江戸時代末に編纂された「宮津府志」には、「浦島社」の神宝として「縁起二巻」との記載があり、これが同社蔵の絵巻「紙本墨書浦島明神縁起」（重要文化財）と本資料であるとすれば、縁起絵巻と合わせた形で、少なくとも近世段階において神社の神宝として保存されていたことになる。なお、室町時代前半の製作と推定される「紙本墨書浦島明神縁起」は、詞書を欠くが、その前段は「統浦嶋子伝記」と概ね同内容を踏襲、簡略化されて描かれたと推定されるものの、後段に描かれる嶋子が神として祀られた以降の部分は、「統浦嶋子伝記」にはみられず、両者の関係性については、不明とせざるを得ない。

縁起の内容は、浦嶋子が、ひとり釣り船に乗りよく澄江浦に遊んでいたが、ある時釣りに出て霊亀を吊り上げた。霊亀は忽ち美女と化し、ともに蓬萊山へ向かい、しばらく蓬萊山で過ごしたものの、嶋子は故郷への追慕を忘れがたく、神女と相談

した。神女は、いくつかの戒めを伝えるとともに、再び会いたいならばこの玉匣を開けるなかれ、と嶋子に玉匣を渡した。その後、嶋子が船で水江浦に戻ると故郷の光景は大きく変わり、媼に話を聞くと、数百年以前の昔、水江浦嶋子という者があり、釣りに出て帰ってこなかったという。話を聞いて悲嘆に暮れた嶋子が玉匣を開けると、忽ち紫雲が出て蓬萊に向かい飛び去った。その後嶋子は急に老いて、後に地仙となったとする。

現在八紙が残存するが、伝記の前段と中程に欠失がある。現存の一紙ごとの行数や文字数から、成立時は前欠部分に三紙程度、中欠部分に一紙が存在し、全体は計十二紙程度の卷子であったと推定される。一紙目の右上部に大きな欠失が見られるほか、全体にわたり水損による染みが確認でき、一部には虫損や折れが見られる。後世の大規模な補修や装丁の変更は見られず、近年の欠失部への修復が確認できるのみである。

紙はいずれも楮紙で、各紙縦三十三糎程度、横五十一糎程度である。また、多数の繊維片が残り、厚さも不均一であるなど、古い特徴を残している。加えて、本文、奥書が同筆であり、奥書の書写場所に近接する宇良神社に伝来したことなどから、宇良本は、奥書が記された永仁二年（一二九四）に書写されたもので、同じ奥書を持ち、最も著名な写本である「群書類従」本の祖本に当たると考えられる。

一方、宇良神社には、宇良本とは別に、元禄十年（一六九七）に宮津藩主阿部正盛が奉納した「続浦嶋子伝記」の写本（以下元禄本）が存在する。元禄本は、宇良本の欠失部分も含む「続浦嶋子伝記」全体が書写されており、この時期までは宇良本が欠失なく伝来していた可能性が高い。

本資料は、鎌倉時代に遡る浦嶋伝説を記した「続浦嶋子伝記」の現存最古の写本であり、かつ「群書類従」本の祖本であるとともに、古代以来著名な説話である浦嶋伝説の古形態を残す伝記であり、歴史的、国文学的にも極めて貴重な資料である。このため、京都府指定文化財として指定を行い、その保存をはかるものである。

（吉野 健一）

## 記録

（前欠）

將墜、巖嶙而陵波、登之情迷失度、窺々隱天、俯觀雲雨、蕩々臨海、近甞滄浪、水夷出浪而開鑿、紅妃臨岸而含嘔也、其宮爲勢、金臺玉樓隆崇而崔嵬、紺殿綺窓花麗而燦爛、金精玉英敷於丹墀之内、瑤珠珊瑚滿於玄圃之表、玉樹結根而含藜開花、朱莖白帶、煙々煥々、瓊林垂條而結實散香、綠葉紫房離々萋々、艷彩繽紛飛香發越、感心動耳、迷魂奪精、其則清池之波心、芙蓉開脣而發榮、玄泉之涯頭、蘭菊含咲而不凋、誠是列仙之蹕、神女之洞也、嶋子與神女共入於玉房、坐綺席廻腸傷肝撫心定氣、薰風吹寶帳而羅帷添香、蘭燈照銀床而錦筵加彩、翡翠簾褰而翠嵐卷蕙、芙蓉帳開素月射幌、不欲對玉顏以同臨鸞鏡、只願此素質以共入鴛衾、撫玉體勤纖腰、述燕婉盡網繆、魚此目之興、鸞同心之遊、舒卷之形、偃伏之勢、普會於二儀之理、俱合於五行之教、無勞萱草、是可忘憂、不服仙藥、忽應驗齡也、其後神女之父母兄弟、與嶋子遞相嘉宴、或催三春之晚遊、或好九秋之夜宴、彈一絃之琴、歌萬種之曲、霓裳羽衣而逍遙於紫府之黃庭、喻霧滄霞而宛轉於絳青之碧落、巖花四面經四序而無凋、石

」（現存第一紙）

鏡萬尋送萬歲而不朽、優遊香樓之上、徙倚於飛觀之中、遊目於紫雲之外、棲心於清虛之間、或讀六甲靈飛之記、或誦萬畢鴻寶之書、朝服金丹石髓、是分百種千名也、暮飲玉酒瓊漿、亦有九醞十旬也、九光芝草駐老之方、百節昌蒲延齡之術、飲一盃仙藥之處、得長生之籙也、嘗九轉靈丹之內、尋不死之庭也、於是子英之赤鯉逐波而飛昇、□（人偏十侯）氏之

白鶴凌雲而翔集、志高於淮南之雲中望鷄犬、感深於鼎湖之空際隨鳥號、所謂

學者似牛毛而、得者窄於麟角之道也、神女與嶋子相談曰、不可極樂不可盡嘉、閑思合離之道、稍覺榮衰之理、況至于彼愛水之浮

千河、毒燄焚十山、而愛別之變難盡、生死之運無窮也、我依宿昔之因、盡當時之緣也、妾

漸見嶋子容顏、累年枯槁逐日骨立、定知雖外成仙宮之遊宴、而內生舊鄉之戀慕、

宜還故鄉尋訪舊里、嶋子答曰、久待仙洞之

蕙、常嘗靈藥之味、目視花麗耳聞雅樂、何非樂哉、亦不幸哉、抑神女爲天仙、余爲地仙、

隨命進退、豈得逆旨哉、神女曰、吾聞君子贈人以言、少人贈人以財、雖我非君子而適得仙骨也、

將贈子以言、嶋子曰、諾、神女送詞於嶋子而告言、若還故鄉莫好青色、勿損真性、五聲八音損

聽之聲也、鮮藻艷彩傷命之色也、清醪芳醴亂性之毒也、紅花素質伐命之□（金偏十斧）也、嶋子若

「（現存第二紙）

守此言永持誠者、終萬歲之契遂再會之志、

亦以繡衣被嶋子而送玉匣、裹以五綵之錦繡、緘以萬端之金玉、而誠嶋子、若欲見再逢之期、

莫開玉匣之緘、言畢約成而分手辭去、各成訣別之詞云、嗟會難離易古人所歎也、携手徘徊撫胸踟躕、仰洞裏之幽遠而共聽晚風、

視仙宮之詭恠而同乘曉月、颯々翠風銷魂之媒介、森々素波驚骨之指南、去丹房而丹誠易感、辭紅花而紅淚無從、足往心留、良會永絕、

嶋子乘舟自歸去、忽到故鄉澄江浦而廻見舊里、草田變改而家園爲河濱也、水陸推遷而山

岳成江海也、故鄉荒蕪閭邑絕煙、舊塘寂寞道路無跡、依倚於山脚而翠嵐驚心、彷徨於

巖腸而薛蘿侵頂、僅遇於洗衣老嫗而問舊里故人、嫗曰、我年百有七歲、未聞嶋子之名、

唯從我祖父之世、古老口傳而數百歲傳來語曰、昔有水江浦嶋子者而好釣乘舟、久遊江浦

遂不歸來、蓋入海中也、唯未知經幾數百歲、誰人再來更稱嶋子哉、從祖父以往聞名僅傳也、

况玄孫之末世、白頭老嫗、縱雖聞名、豈易知面哉、於是嶋子知仙洞之裏遊覽之間、時代遙

謝、人事沿革而悲歎舊鄉之遷變、想像仙遊之未央、戀慕之情胸臆似春、悲哀之志心府如割、不

堪悲戀而忽開玉匣、于時紫雲出於玉匣、指蓬山飛去也、嶋子玉匣開之後、紫雲飛之處、老

大忽來、精神恍惚而歎息曰、嗟妬哉、嗚悲哉、違

「（現存第四紙）

神女一諾之約而失仙遊再會之期、紅淚千行濕

白鬢、丹誠萬緒亂絳宮、其後鳴金梁而飲玉液、

浪紫霞而服青杵、延頸鶴立、遙望鼇海之

蓬嶺、馳神鳳跼、遠顧仙洞之芳談、飛遊巖河

而隱淪海浦也、遂不知所終、後代號地仙也、所謂

浦嶋子傳、古賢所撰也、其言不朽、宜傳於千古、

其詞花麗、將及於萬代、而只、紀五言絕句二首

和歌、更無他艷、因之不堪至感、代浦嶋子、詠七

言廿二韻、以三百八字成篇也、名曰、續浦嶋子傳記、

于時延喜二十年庚辰朧月朔日也、雖思風

發於詞林、而纖枝不振、葉雖言泉添於筆海、

而查浪未開花、當時之墨客後代之詞人、幸恕

素懷、莫以慮胡其辭曰、

嶋子釣舟龜媛芳 浮波遊蕩類查郎

去時山鶴鳴遺響 別裏嚴花凋失香

薄暮自成兩處恨 清晨欲斷九迴腸

追句穿眼拭紅淚 送歲焦肝累白藏

(途中欠)

遙尋舊里草間宿 夢見蓬萊秋夜長

依有餘興、詠加和歌絕句各十四首／浦嶋子之詠十首／龜媛之詠四首

水乃江浦嶋子加玉匣開天乃後會久厄子鴈氣留

水江嶋子到蓬萊 戀慕故鄉排浪廻

龜媛哀憐相別後 猶開玉匣萬悲來

玉匣開行雲丹後井低海人津夜會爾毛成爾氣留鉅

玉匣忽開老大催 淚霑白髮臥青苔

紫雲眇々指天去 萬里悲心若死灰

結手師心緒弱解染手指南乃雲爾後塗鉅

神女契期送繡衣 還來舊里紫雲飛

蓬山別後心恨苦 夢裏精神每夜歸

世間緒思海塗我身庭老乃波佐部立曾波利氣留

別離仙洞出珠簾 岐路還思比翼鸚

嶋子低頭流落淚 海邊波浪眼前添

舊里母見師多良智目毛失丹氣利我身毛露低滅失羽手南

故鄉親友桑田變 朝露棲枝草木滋

四面絕隣人物異 唯殘松樹女蘿絲

逢事乃雲井遙丹阻禮羽心會虛爾思成塗

辭去蓬山趣故鄉 白雲飛起碧天涼

荒蕪閭邑絕人跡 獨立心神馳四方

戀敷丹負雲井丹成寢波結師節緒違津禮羽否

難堪戀慕思無窮 遙阻雲邊望碧虛

可惜違期忘約契 忽開玉匣背仙空

綿之原波乃鹽里緒憑低屋指南乃雲緒先遣氏介畢

仙舟浮海獨遊翁 波上閑眠宛似夢

尋到故園山容變 指南雲去箇中空

玉匣籠垂物緒開多禮者我身柄砥羽輪舊成介利

仙宮玉匣入精神 感意難停戀美人

情念開緘光煥爛 化雲飛處失魂身

乍夢不覺物緒玉匣開禮羽我爾成氣留物緒

嶋子夢通仙女神 曉來覺悟意無申

眠眠心苦難安寢 雖到舊閭落淚新

已上、浦嶋子之詠十首畢、

紫雲乃歸緒見柄丹何我袖乃紅丹染

┌ (現存第五紙)

┌ (現存第六紙)

蓬山女覺紫雲心 袖裏千行紅淚深  
臥地呼天釵忽落 感腸易斷淚難禁

海童乃波乃立出天別師緒夜々獨怨手曾寢

遙浮海渚萊舟去 流盼波頭怨恨深

難會易離誰不苦 焦心夜々淚霑襟

世緒海天我泣淚澄江丹紅深木波砥與賴南

難忘舊里查郎去 別後絕逢戀慕催

泣血成河添海上 染波紅淚打江涯

今世逢事難成沼禮羽後世丹谷相見手師鮑

離襟心折似夢中 玉匣開來傳浪風

雲隔仙宮千里外 結緣後世得相逢

已上、龜媛之詠四首訖、

浦嶋子傳記一卷

永仁二年（甲午）八月廿四日、於丹州筒河庄福田村

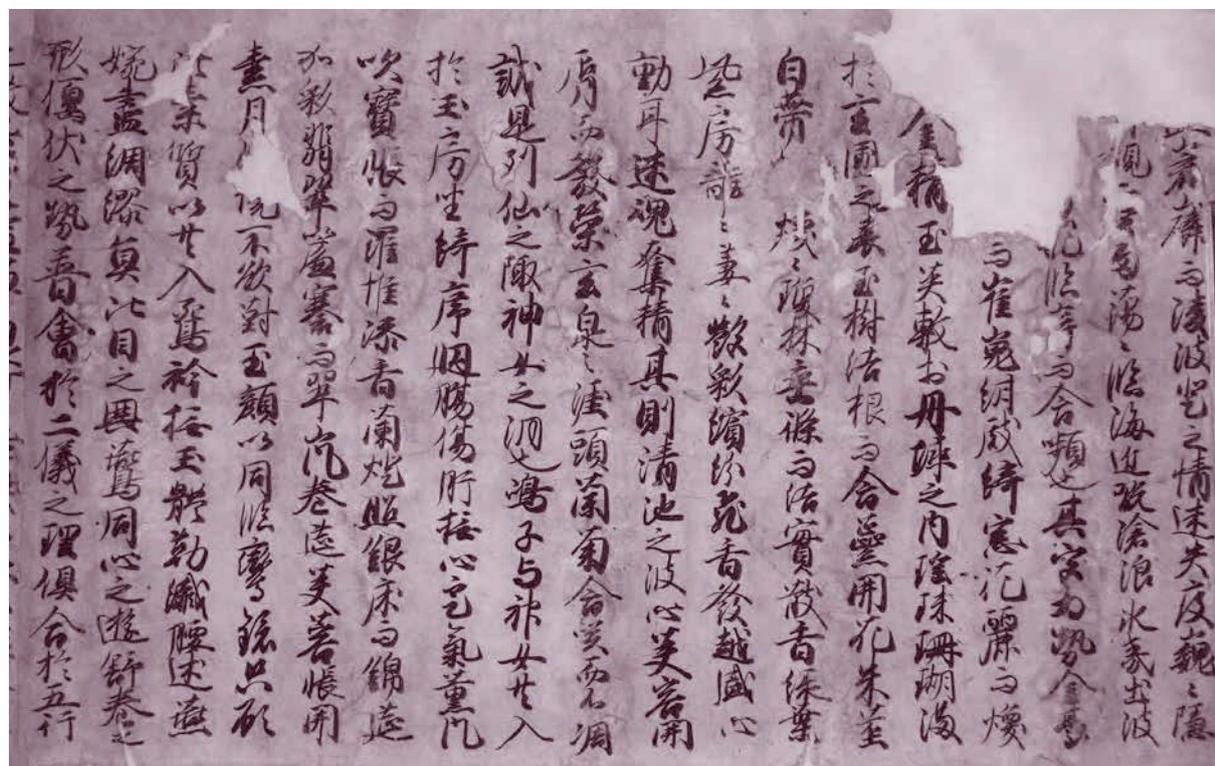
寶蓮寺如法道場、依難背芳命、不顧筆跡

狼藉、馳紫毫了、

※群書類從本を参考に一部校訂した。

「（現存第七紙）

「（現存第八紙）



紙本墨書続浦嶋子伝記 現存第一紙

之教亦當益卓見下忘憂石張仙藥忽至  
 與齡之具後亦女之父母兄弟也馮子適相  
 亦寡或催三春之暇遊於好九秋之寂寞  
 彈一絃之琴歌百種之曲霓裳羽衣而道  
 送書於府之黃庭諭審發處之宛轉書  
 修青之碧落教花之面徑口序之云洞石  
 鏡一方乃送方歲之石松優遊香樓之上從侍  
 於花觀之中遊目於雲書之介棲心於清虛  
 之間或讀六甲雲霓之記或誦萬果鴻寶之  
 書銅版金丹石髓是亦百種之名也善飲玉  
 酒醞醞之有九醞十旬之九克芝草臥老之  
 方百壽昌補延齡之術飲一盃仙藥之處  
 得長生之葆也膏九轉靈丹內乃不死之  
 道也於是子笑之去鯉逐波而花果惟成之  
 白鶴渡雲而翔集志乃於淮南之雲中  
 望鶴大感深書斯湖之空際隨鳥蹄而清  
 學者信乎毛而得者半於麟角之道也  
 與馮子相誤曰不可獲樂之不可盡和用也合

紙本墨書統浦嶋子伝記 現存第二紙

韻之道稍贊榮表之深况世干被愛水之浮  
 千河毒滋契十山之愛利之愛難與世充之  
 宜也窮之我依者肯之巨盡而時之儀之委  
 漸見馮子言顏果手拈栲至日骨主定之  
 雖外成仙字之遊宴而內生高卿之煎慕  
 宜空石心乃訪高之馮子答曰久侍仙洞之  
 送常寄靈藥之味目祝花麗耳因雅樂  
 何非樂哉亦不幸於林林女力天仙余也仙  
 隨心進退豈得遂自於林女曰吾因君子贈人  
 以言少人贈人以財難我非君子亦適得仙貴  
 特贈子以言馮子曰諾林女送詞書馮子曰昔言  
 若意在心莫好青也勿損真性五藏八音損  
 德之敵也鮮浮散殺傷命之之清醪芳醴  
 札性之毒也以花素質代命之條也馮子若  
 守此言永持誠者終方歲之與遂再言之志  
 亦以儒衣被馮子之送玉篋累以五條之錦滿  
 誠以百端之金玉而馮子若欲見再逢之期  
 莫用玉篋之誠言異物成而不平辭去若成  
 誤列之詞老會難離易古人所歎也推乃平

紙本墨書統浦嶋子伝記 現存第三紙

徘徊極胸幽獨作洞裏之思遠與甘聽朕凡  
 視仙宮之說茲亦同家曉月訊翠瓦銷魂  
 媒介森之畫波致為舟之指南古舟房之舟  
 咸辭紅花而紅淚言從足法心自良會永池  
 鴻子乘舟目向古忽到在江浦浦之因見舊  
 里真田變改而家園力汀瀆之水陰推遷而山  
 岳成江東之在江蓋同邑地煙瘴舊墟寔  
 道路之依倚山脚之翠瓦驚心彷徨於  
 叢勝之岸灌侵頂僅濕於洗衣老媪之同舊  
 里有人媪曰我年百有七歲未嘗聞鴻子之名  
 唯從我祖父之世古者口傳之教百歲傳未語  
 曰肯有水江浦鴻子者之好釣家舟久遊江浦  
 遂不復來蓋入海中之唯未之知姓名教一自歲  
 誰人再來更稱鴻子亦從祖父以江同名僅傳之  
 况言孫之末在自頭老媪從難因名豈易之  
 面我古乞鴻子之仙洞之裏隨覽之同時代遂  
 謝人事法草而悲歎舊鄉之遷更想像仙遊之  
 未夫感慕之情胸臆似春悲者之志心府必割不  
 堪悲感之忽用玉匣于時此雲書玉匣指

紙本墨書統浦鴻子伝記 現存第四紙

蓬山古之鴻子之運用之後其言花之慶者  
 大忽不精亦悅撫之歎息若斯亦為悲亦遠  
 亦女一諾之功而失仙遊每之期紅淚千行濕  
 白鬚舟成力諸札澤字其後寫金梁而飲至淚  
 蒼望處而服青松運頂跨玄隧望龍海之  
 遂願與亦風跨遠願仙洞之芳談花遊寂汀  
 而隨滄海浦之蓬山可從後代其地也所謂  
 浦鴻子傳古賢所撰其言不刊宜傳於千古  
 其詞花麗將及古而代而只五言絕句二首  
 和歌更世他數目之不堪至感代浦鴻子詠七  
 言以類以三百八字成篇之名曰續浦鴻子傳記  
 于時延喜二十年庚辰陽月初日之改只凡  
 發書洞林之楸枝右振葉即言泉添於筆海  
 而直浪未用花當時之墨若後代之詞人幸恐  
 素懷其以慮胡其辭曰  
 鴻子釣舟龜蛟芳 浮波逐蕩類查郎  
 古時山鶴鳴道響 刺裏散花凋失香  
 海言自成五處恨 清晨欲斬九迴腸  
 送向穿眼掛紅淚 送戴佳肝果白臍

紙本墨書統浦鴻子伝記 現存第五紙

遠乃為里真同者 夢見遠來秋夜  
 係有解與詠和秋夜者若言 浦上、詠十首  
 水乃江浦浦子云云遠用天乃後當人止馬記曰  
 水江鴻子川遠來 應暴故野排浪因  
 龜蛟義棟相列後 狂用玉遠一悲不  
 云遠用行雲舟後任母人津表復念然氣氣鬼  
 云遠忽用若大催 淚痕白髮外青紅  
 雲雲眇、指天古 一千里悲心若死灰  
 結于竹窗獨解酒子指自乃雲云後遠絕  
 亦女翠期送備系 意系高里軍軍完  
 遠山行後心恨若 夢裏精神海衣的  
 世間諸公海遠我身遠者乃波波部主背波利氣而  
 列離仙洞中珠簾 吹沙雲止江望鷗  
 鴻子位以派落後 海色波浪眼步深  
 高里世具好言目已失母氣利我身已高在賦去與高  
 故卿親友棄田變 朝露接枝草木深  
 口面絕津人物去 唯倚松樹女簾絲  
 遠事乃雲升送舟阻札心者虛全上以遠

紙本墨書統浦嶋子伝記 現存第六紙

諱言遠山題在口 白雲飛赴隰天墮  
 荒基洞邑絕人欲 仍云心亦馳四方  
 離母願雲井母成復波修善諸遠津札羽在  
 離母願雲井母成復波修善諸遠津札羽在  
 下情遠期忘勿界 忽用玉遠肖仙空  
 綿之原收乃遠里諸與任產痛南乃重諸允遠介并  
 仙舟浮海獨遊月 波上用時家似夢  
 石川石園山谷表 指角雲去遠中空  
 云遠花雲物諸用多札若亦身稱弱痛高然介利  
 仙雲出遠入精非 感意離博亞美人  
 情念用誠元煥爛 化雲飛空失魂身  
 下夢不覺物諸玉遠用札我全狀氣而物諸  
 鴻子夢通仙女非 曉不覺悟忘忘中  
 眼賊心者難女復 既列舊園房後引  
 已上浦鴻子之詠十首云云  
 雲雲乃波諸見稱舟行於他乃紅舟深  
 遠山女覺望雲心 亦東午行紅淚深  
 外地呼天叙忽落 感腸易封淚難禁  
 海重乃波乃高天列竹諸表、獨處手曾復  
 遠浮海諸來舟去 滿時波以延恨深  
 離會若就非云云 似心起、淚深情

紙本墨書統浦嶋子伝記 現存第七紙

遠浮海諸來舟去 滿時波以延恨深  
 離會若就非云云 似心起、淚深情  
 世諸海天新注淚池江舟紅深未波及古於南  
 離之高里查昂古 列後後遠立幕作  
 注面以江注、果上 深似紅淚打江注  
 今古遠事難成浦札時後三母容相且手時他  
 離襟心折似夢中 玉遠用來傅浪風  
 雲際仙空千里分 法遠後去得相遠  
 上為娘之詠十首記  
 浦鴻子傳記一白  
 永仁三年、月廿日當舟列月日遠獨得  
 賢達、六行區陽係難片若底不願忘  
 恨得地望堂人

紙本墨書統浦嶋子伝記 現存第八紙

青山一ノ号墳出土品

(考古資料)

京都府  
保管：京都府立山城郷土資料館  
(木津川市山城町上狛千両岩)

(横穴式石室)

一：玉類	ガラス小玉	八六箇
	碧玉管玉	四箇
一：鉄鏃		二四本
一：馬具	鉄兵庫鎖	一箇
	鉄辻金具	一箇
	鉄責金具	二箇
一：鉄刀	鉄刀身破片	三点
	鉄刀装具	二箇
一：須恵器	蓋	六箇
	杯	四箇
	壺	二箇
	短頸壺	一箇
	長頸壺	一箇
	高杯	一箇
	ハソウ	一箇

甕破片 二点  
(墳丘)

一：須恵器

蓋 三箇

杯 二箇

短頸壺 一箇

壺 一箇

一：埴輪

円筒形埴輪 三二箇

朝顔形埴輪 二箇

石見型器財埴輪 四箇

人物埴輪 一箇

鶏形埴輪 一箇

家形埴輪 一箇

蓋形埴輪 二箇

馬形埴輪破片 二点

(帰属不明)

一：須恵器

蓋 一箇

台付壺 一箇

提瓶破片 二点

時代 古墳時代  
説明

本資料は、城陽市観音堂に所在した青山一ノ号墳の埋葬施設及び墳丘上から出土した一括資料である。

青山一ノ号墳は全長約四〇mの古墳時代後期前半の前方後円墳である。昭和四一年

(一九六六)に京都府教育委員会が発掘調査を実施した。

発掘調査では、墳丘に樹立する埴輪の位置を記録した上ですべて回収した。また、後円部中央の横穴式石室の調査も実施し、副葬品を回収した。

なお、発掘調査終了から現在に至るまで脆弱な遺物が風化して滅失し、さらに、保存管理体制が未だ整備途中であったために一部の遺物が混在したことから、現存する遺物の数量は調査概報(京都府教育委員会一九六七)の報告文とは若干の異動がある。

#### (横穴式石室)

玄室の長さ三・八m、幅二・〇m、羨道残存長三・三mの片袖式横穴式石室で、石室の残りは悪く、床面は後世の攪乱を被っている。床面からは須恵器蓋、杯、ハソウ、甕破片、その他器種不明の小破片が多数出土した。鉄製品は、鉄鏃二四本、馬具(鉄兵庫鎖一箇、鉄辻金具一箇、鉄責金具二箇)、鉄刀身破片三点、鉄刀装具二箇が破片の状態で出土した。後世の攪乱を被っているようである。

なお、玄室奥壁までは攪乱は及ばなかったようで、奥壁付近から出土した管玉四箇、ガラス小玉八六箇は原位置を保った状態であった。

副葬品の特徴は、大刀と馬具が鉄製であることである。この時期には、前方後円墳に金銅や銀素材で装飾を施した大刀や馬具が副葬され、小型古墳には鉄製の簡素な製品が副葬される傾向があるが、冑山一号墳の鉄製武器・馬具は、前方後円墳としては簡素な構成で、金銀装の製品が含まれていない。

#### (墳丘)

横穴式石室の東約七mの地点で須恵器壺、杯、蓋、短頸壺がまとまって出土した。詳細は不明だが、埋葬施設または遺物埋納施設の可能性がある。破片が主体である横穴式石室出土品よりは残存状況が良好である。

墳丘から出土した埴輪のうち指定の対象とするのは、円筒形埴輪三二箇、朝顔形埴輪二箇、石見型器財埴輪四箇、人物埴輪一箇、鶏形埴輪一箇、家形埴輪一箇、蓋形埴輪二箇、馬形埴輪破片二点である。

円筒形埴輪は墳丘の全体を廻るもので、そのうち完形に復元できる資料は、いずれも突帯が四条で高さ六〇cm前後である。多くの円筒形埴輪で底部高や突帯間隔が揃い、統一性がある。焼成は穴窯で行われ、還元焼成され須恵質となっている資料も含まれる。

朝顔形埴輪は、突帯が四条に復元される資料と三条に復元される資料がある。前者は器壁が薄く、円筒形埴輪の上に口縁部を付加したような形状である。後者は器壁が厚く、口縁部が長い。

石見型器財埴輪は底部まで復元できる資料は無いが、本体部分が概ね復元できる資料がある。沈線で簡潔に文様が表現される。

人物埴輪は男子の上半身を表現した立像で、頭部に円筒状の冠をかぶり、手には腕輪がはめられる。腰には帯をまわし、鞘に入った刀子がつけられる。全高八〇cm、円筒部高三〇cm、底部径一八・三cmを測る。

鶏形埴輪はうずくまったように表現された小型の鶏で、とさかの表現などからめんどりを表現したものと考えられる。全高三三・六cm、最大幅一七・四cmを測る。

家形埴輪は、寄棟式の住居を模したものであるが、全体に簡略化した造作となっている。屋根の棟上には鯉木が二本置かれた痕跡があり、平側の片面に方形の透孔がある。復元全高六四cm、屋根高約二九cm、平側基底部幅五〇cm、妻側基底部幅三六・五cmを測る。

蓋形埴輪は、立飾部、笠部の破片が出土している。全般に造りは簡略化されており、線刻による文様表現は施されず、立飾部の内側、外側の鱗も小さく表現される。馬形埴輪は、破片二点が出土した。鞍の一部と、剣菱形杏葉のつく繫が表現された破片である。写實的に馬装具を表現する。

#### (帰属不明)

墳丘周囲で採集された遺物である。すべて須恵器で、蓋一箇、台付壺一箇、提瓶一箇である。横穴式石室か墳丘上から転落したものと考えられる。

青山一号墳出土品は、古墳に遺された埴輪と副葬品がすべてそろった資料で、古墳編年における古墳時代後期前半の標準資料として高い価値を有し、学史的にも広く参照されてきた（川西一九七八ほか）。

また、埴丘西くびれ部からは、人物埴輪や、家形埴輪、鶏形埴輪等の形象埴輪がまとまって出土しており、古墳の埴丘で行われた埴輪祭祀の実態を示している。

以上のように、青山一号墳出土品は、京都府における古墳時代の文化を示す資料として、高い学術的価値を有する。

（古川 匠）

【参考文献】

京都府教育委員会一九六七「青山古墳発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』一九六七

川西宏幸一九七八「円筒埴輪総論」『考古学雑誌』第六四卷第二号 日本考古学会  
高橋美久二一九九三「城陽市青山一号墳の埴輪（一）」『山城郷土資料館報』第一号

久保哲正一九九五「城陽市青山一号墳の埴輪（二）」『山城郷土資料館報』第一三号



玉類



円筒形埴輪・朝顔形埴輪



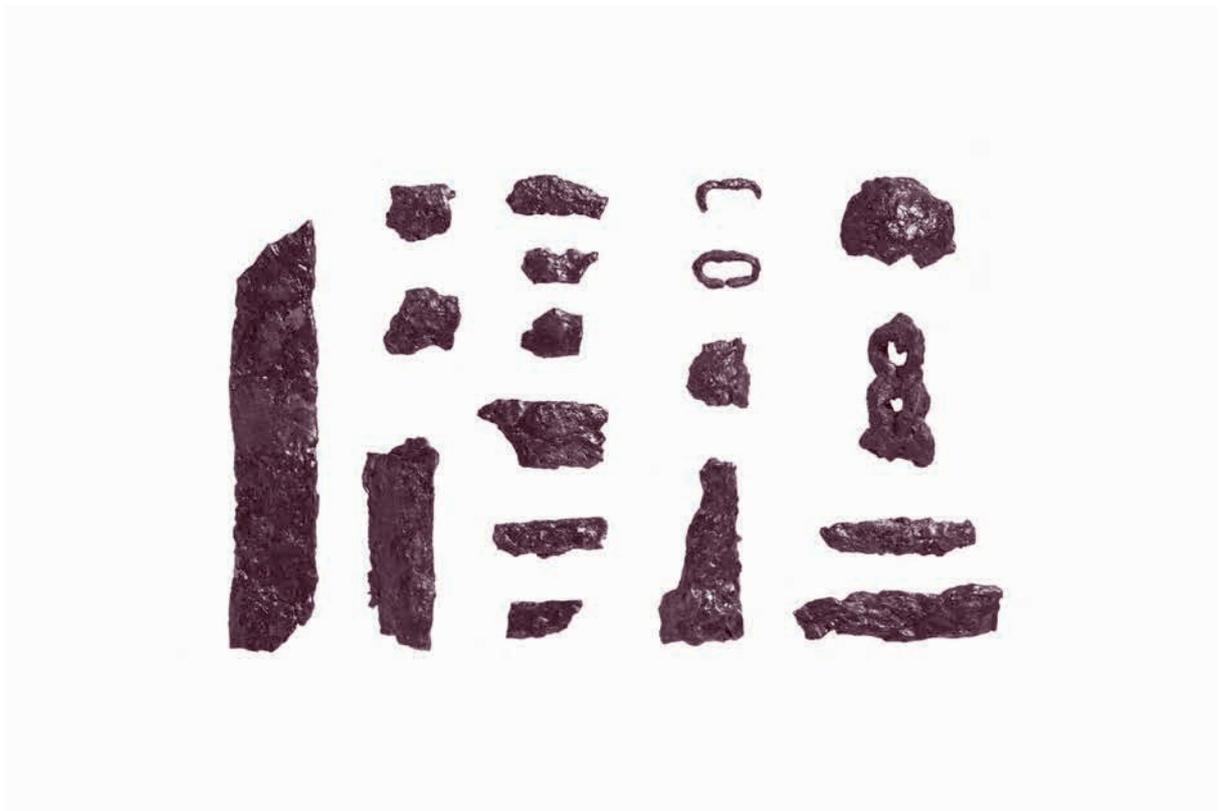
石見型器財埴輪・人物埴輪・鶏形埴輪・家形埴輪・蓋形埴輪



須恵器



鉄鍬



馬具・鉄刀等

# 無形文化財

きんこう  
ちゆうきん  
金工 鋳金

保持者 高橋範子たかはしのりこ (雅号：高橋阿子たかはしあこ)

## 無形文化財の概要

金工は、金属を素材として熱すると液状になる性質（溶解性）や薄く広げたり延ばしたりすることができる性質（展延性）を利用して器物などを作る技術である。金工の主要な技法は、鋳金、鍛金、彫金で、鋳金は金属を溶かして型に流し込んで成形する技法、鍛金は金属を叩いて延ばすことで意図した形に造形する技法、彫金は金属の表面に彫刻する技法である。その素材は「五金」と呼ばれる金・銀・銅・錫・鉄など二種類以上溶解させた合金を利用する。合金は、混合する金属の種類と割合で様々な種類が作られるが、中でも青銅、黄銅、赤銅、臙銀（四分一）と称する銅合金が金工作品に多く用いられている。

わが国の金工は、弥生時代の鋳金による青銅製の銅剣、銅鏡、銅鐸にはじまり、古墳時代以降の鍛金による鉄製刀剣の製造や彫金による加飾、飛鳥時代以降の仏教芸術の隆盛にもなつて数多くの仏像・仏具に関わる金工技術を駆使した製造に及んだ。金工品は各時代の文化や生活を支える道具であり、場を演出する主役ともなる製品となった。京都は平安時代以降、政治的・宗教的・文化的中心都市として発展し、近代において巨大な高炉やプレス機を使って大量に製造される金属製品とは異なる、手工業による金工技術が数多く伝えられている。中でも、茶の湯釜や茶器などの茶道具類、社寺建築の金工や仏具など、京都でなければ作れないものと技術が時代を越えて残されている。

鋳金は、高温で熔融させた金属を鋳型に注ぎ込み、冷却凝固の後、鋳型から取り出して仕上げの処理を施す技法で、比較的自由な形状に成形することができる特徴がある。鋳金の作業工程は、原型製作、鋳型製作、合金配合、金属溶解、鋳込み、



高橋阿子氏

型ばらし、鑄肌処理、着色仕上げ、表面処理等の手順があり、金工の中でも複雑で精密な造形を可能とする技法である。そのため鑄型作りが重要で、作り方も、蠟型、込型、惣型などがある。蠟型は、蠟（松脂、蜜蠟など）で原型を作り、鑄物砂で包み込んで焼成し、蠟が溶けて出来た隙間に金属を鑄込む方法である。込型は、石膏や木などで原型を作つてその原型から鑄型を写し取り、必要に応じて分割、分解して原型をはずし、この鑄型に金属の厚み分だけ小さくした中子（中型）を作り、再度組み立てて焼成し、金属を鑄込む方法である。そして、惣型は作品の輪郭線に込じた挽型板を回転させながら、直接鑄型を作り、金属に直接触れる部分のみを焼成して金属を鑄込む方法である。なお、鑄金は金工の主流を成す技法の一つとして工芸史上特に重要な位置を占める。

京都府教育委員会は、平成二十三年（二〇一一）に金工分野では「鍛金」を無形文化財に指定し、これまで保持者に植田参稔を認定している。

保持者の略歴

高橋阿子は、昭和二年（一九四七）宮城県気仙沼市に生まれた。京都の短期大学を卒業すると、花人であり花道研究家の岡田幸三（一九二六～二〇〇六）に師事し、立花、生花を学んだ。そして、紹介を受けた長谷川亀右衛門家の工場で蠟型の花瓶作りを体験した。その後、金属工芸を本格的に学ぶため長谷川家に入りしつていた蠟型師で金工作家の加茂霊峰（一九〇三～一九八一）に師事した。昭和五四年（一九七九）から加茂氏より厳しい指導を受け、特に蠟型鑄造のいろはを学んだ。

公募展への出品は、昭和五〇年代から始めた。昭和五六年（一九八一）、伝統工芸第一〇回日本工芸会近畿支部展に初出品した「蠟型布目唐草文花器」で日本工芸会近畿支部長賞を受賞すると、昭和五八年（一九八三）には第一三回日本金工新作展と第三〇回日本伝統工芸展にそれぞれ初入選を果たした。以後、日本伝統工芸展を中心に積極的に作品を発表し、入選を重ねた。昭和六〇年（一九八五）伝統工芸第一四回日本工芸会近畿支部展に出品した「蠟型鑄銅花器」で日経奨励賞を、翌昭和六一年（一九八六）第一六回伝統工芸日本金工展に出品した作品で朝日新聞社賞

を受賞し、同年に日本工芸会正会員となった。平成三年（一九九一）第二〇回日本伝統工芸近畿展に出品した「蠟型鑄銅花器『流れ』」で日本工芸会近畿支部奨励賞を受賞した。一方、重要無形文化財保持者による伝承者養成研修会にも積極的に参加した。昭和五七年（一九八二）から昭和六〇年（一九八五）まで開催された香取正彦氏の「梵鐘」と、平成一五年（二〇〇三）、平成一六年（二〇〇四）に開催された斎藤明氏の「鑄金」に参加し、最高峰の鑄金技法を学んだ。

そして、平成二六年（二〇一四）第四三回伝統工芸日本金工展に出品した「蠟型鑄銅透し文花器」で熊本県伝統工芸館賞を、平成三〇年（二〇一八）第六五回日本伝統工芸展に出品した「蠟型鑄銅花器『早瀬』」で日本工芸会奨励賞を、令和三年（二〇二二）第六八回日本伝統工芸展に出品した「蠟型鑄銅花器」で東京都知事賞を受賞するなど、京都を代表する金工作家として高い評価を受けている。

京都が培ってきた伝統的な鑄造技術、中でも蠟型鑄造の技術を体得かつ精通している高橋は、立花や生花の知識を背景に、花器を中心とする身近な生活に根差した作品制作を中心に行っている。蜜蠟を自由自在に操つて、時には餡細工のような線を駆使して意図するイメージに整える優れた造形力は、緻密で繊細な技能とともに他の追従を許さない。なお、作品制作は民家の一部を改造した工房において、すべての工程を自身で行っている。近年は、精密な作品を得意としてきた師とは異なる蠟型鑄造の魅力を探るべく作品制作に向き合っている。

また、平成元年（一九八九）から日本伝統工芸近畿展でたびたび鑑査委員を務め、日本工芸会近畿支部の部会委員も務めるなど、会の活動や自主的な展覧会活動を通して金工の魅力を発信している。蠟型の特性である造形の柔軟性を活かした創造性豊かな作品を制作するなど、鑄金の技術保持者としてその存在は重要である。

（向田 明弘）

【参考文献】

大滝幹夫『金工―伝統工芸』（至文堂、一九九二年）



第 68 回日本伝統工芸展 東京都知事賞  
蠟型鑄銅花器

## 史跡

### 淀藩主永井家墓所よどはんしゆながいけぼしよ

宇治市宇治山田二七の一部・宇治紅濟二の一の一部

宗教法人 興聖寺

## 説 明

江戸幕府の譜代大名である永井家第二代・永井尚政は、寛永十年（一六三三）に山城国淀藩一〇万石の藩主となり、江戸時代初期の幕府の畿内支配の一翼を担った人物である。

尚政は、宇治の朝日山の麓に永井一族の菩提寺として、曹洞宗の開祖である道元が当初は深草に開創したが寺勢が衰退していた興聖寺を再興し、慶安二年（二六四九）に高僧万安英種を住持に迎えた。さらに同年、興聖寺の境内北西部に、永井家初代である父・直勝と母・直勝室、さらに尚政自身と尚政室の墓塔と、父直勝の頌徳碑を建立し、永井家の墓所とした。

墓所は方形の平地が三段、ひな壇状に造成され、上段に永井家墓所と興聖寺開山墓が一体となって形成されている。中・下段は藩士の墓域として形成され、現在も藩士の子孫を含む人々の墓地として使用されている。

上段中央部には、興聖寺開山墓、興聖寺歴代住持墓、道正庵太祖、道正庵二代から六代住持の墓があり、両脇に直勝、尚政をはじめとする永井家歴代当主および直勝室と尚政室、そして尚政の子女の墓塔が建てられる。当主や大名家に嫁いだ娘などの墓塔は花崗岩製の宝篋印塔で、大きさは全高約二・七～二・九mとほぼ一定し、形状もほぼ統一されている。

中央部右よりには、砂岩製の永井直勝頌徳碑が建てられる。林羅山撰の碑文には、小牧長久手の戦いで敵將を討ち取った武勇、関ヶ原の合戦や大阪の陣に出陣したこ

と、家康の側近として仕えた直勝の事績等が紹介されている。

なお、興聖寺の頌徳碑とほぼ同じ文面の頌徳碑が茨城県土古河市の永井寺にあり、尚政が同年十二月に建てたものとされる。また、尚政の弟で、摂津高槻永井家を起こした直清が正保四年（一六四七）十一月に京都市悲田院に建てた直勝頌徳碑も林羅山の撰文によるもので、これらの三つの碑は、尚政・直清兄弟と林羅山との交友を示すものである。

永井家の家勢は四代・尚長が増上寺で斬殺されるという事件が発生したあとは暗転し、大幅に減封される。尚長以降の当主で興聖寺の永井家墓地に葬られたのは、六代・直亮と八代・直温のみで、両名の墓塔の形式は、尚長以前と比べると簡素なものとなっている。

このほか、万安英種を尚政に紹介した鈴木重成など、永井家と興聖寺の双方と関わりのある人物の墓塔も同じ空間に建てられている。また、尚政の八男・永井尚盛の寄進による石灯籠が各所に建てられ、寄進者である尚盛（権左（右）衛門）の名が刻まれるが、尚盛とその係累の墓も宗家と同じ空間に建てられている。

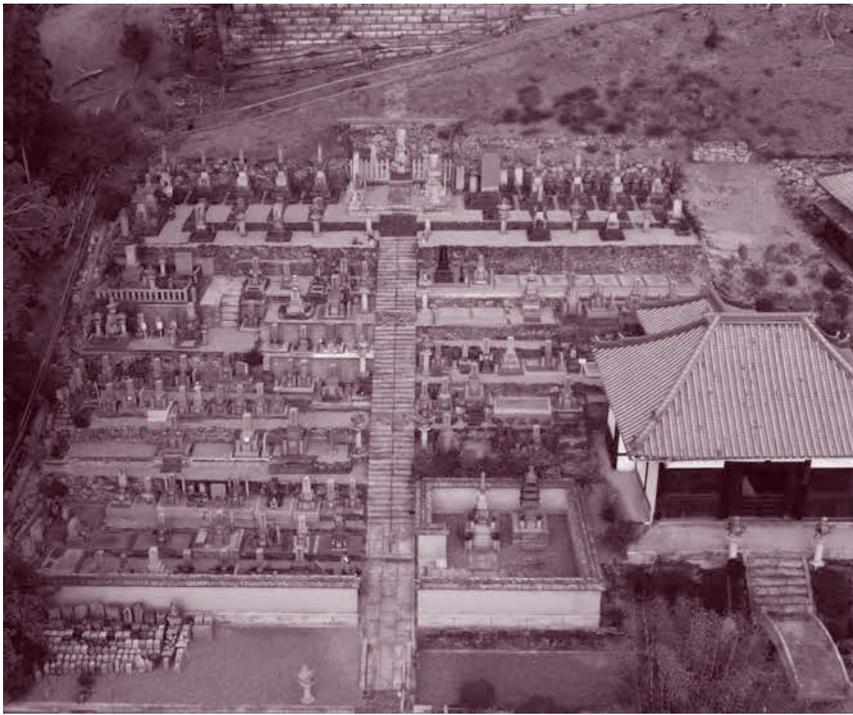
永井家墓所の初期の姿は高槻市立しるあと歴史館蔵笹井家本洛外図屏風に描かれ、三段に造成された上段に開山墓と直勝頌徳碑、直勝夫妻と尚政夫妻の墓塔が両脇に並ぶ姿が表現される。その後の被葬者の増加等に伴って墓塔配置の整理が行われて現在に至るが、基本構成は大きく変っておらず、墓域中央の階段と両脇に並ぶ灯籠の配置も維持されている。

永井家墓所は、石高一〇万石の大名家にふさわしく、形状と大きさのそろった宝篋印塔を主体に構成され、また、林羅山撰の頌徳碑は永井家と林羅山の交友を示している。さらに、興聖寺開山墓も当初から大名家墓所と一体的に整備されるという特殊な構成で、京都府南部を代表する名刹・興聖寺のあゆみも伝えている。上記の特徴から、永井家墓所は史跡として高い価値を有すると判断される。

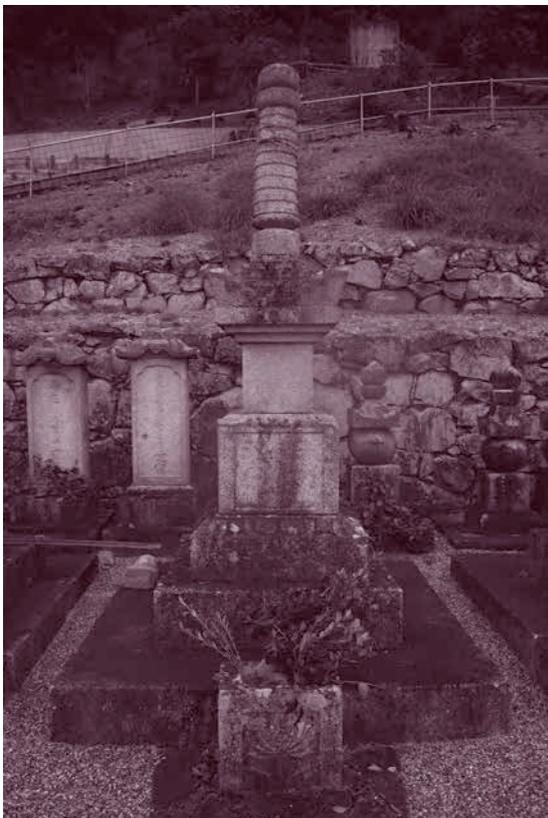
（古川 匠）

## 【参考文献】

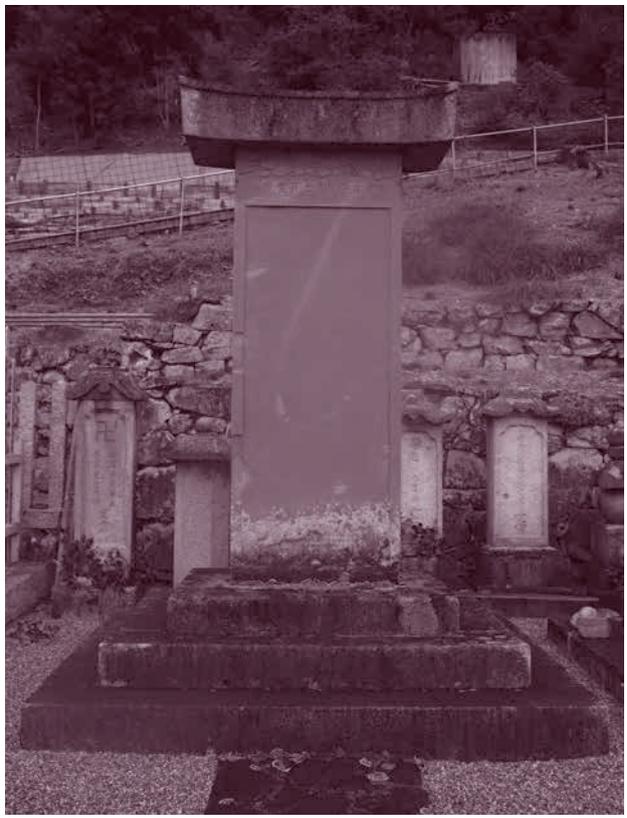
守屋 茂編一九七九『宇治興聖寺文書』一 同朋社出版  
 守屋 茂編一九八〇『宇治興聖寺文書』二 同朋社出版  
 碧南市教育委員会文化財課二〇一二『永井直勝とその一族』  
 豆田誠路二〇一三「永井直勝の事績形成と林羅山」『碧南市藤井達吉現代美術館年  
 報平成二二・二三年度／研究紀要』二 碧南市藤井達吉現代美術館  
 松原典明二〇一八「近世大名墓所からみたアイデンティティの形成―大江姓永  
 井家墓所形成を例として―」『近世大名葬制の基礎的研究』雄山閣



全体写真



永井直勝墓塔

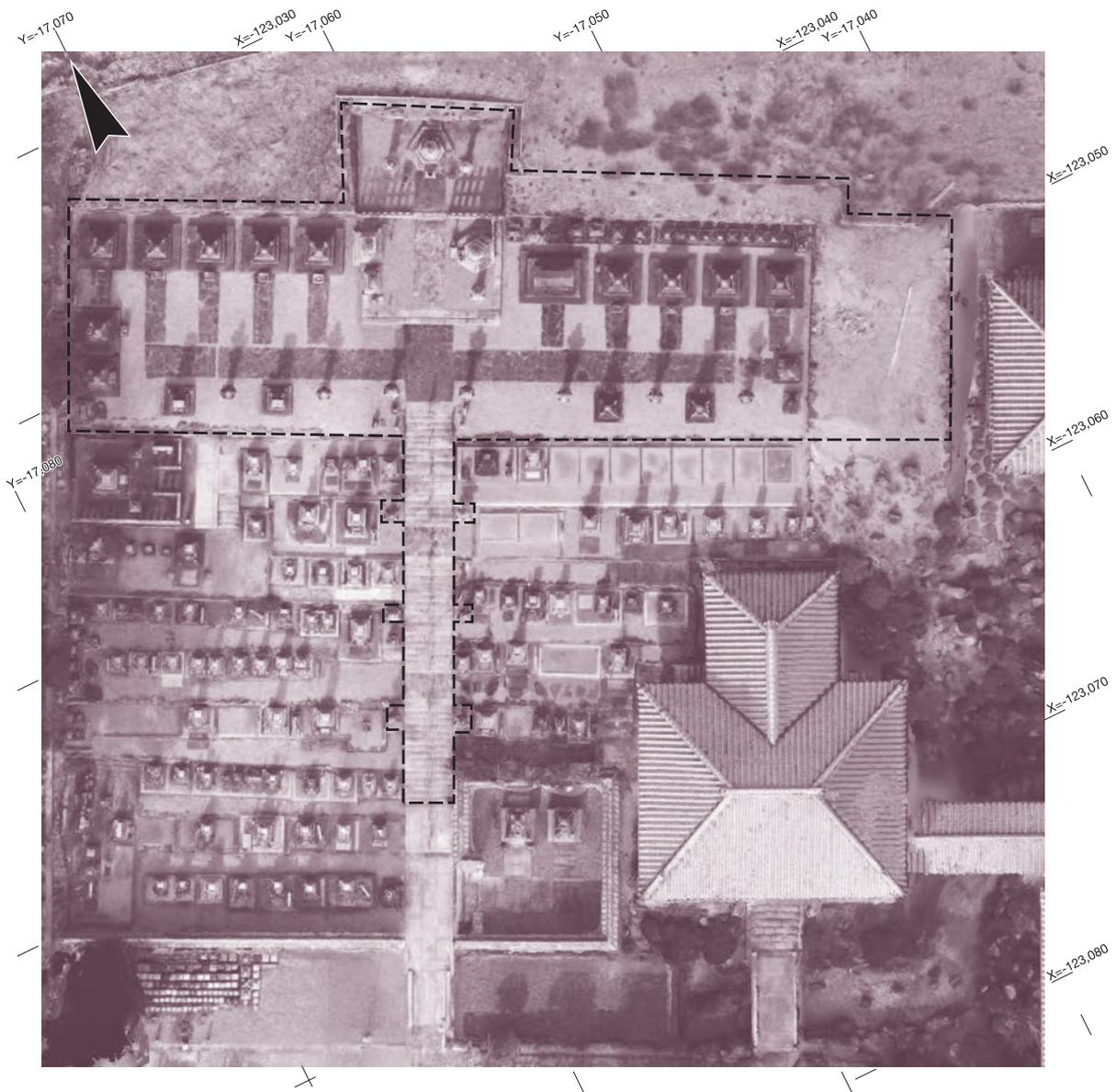


永井直勝頌徳碑



笹井家本洛外図屏風  
(高槻市立しろあと歴史館蔵・右隻部分)

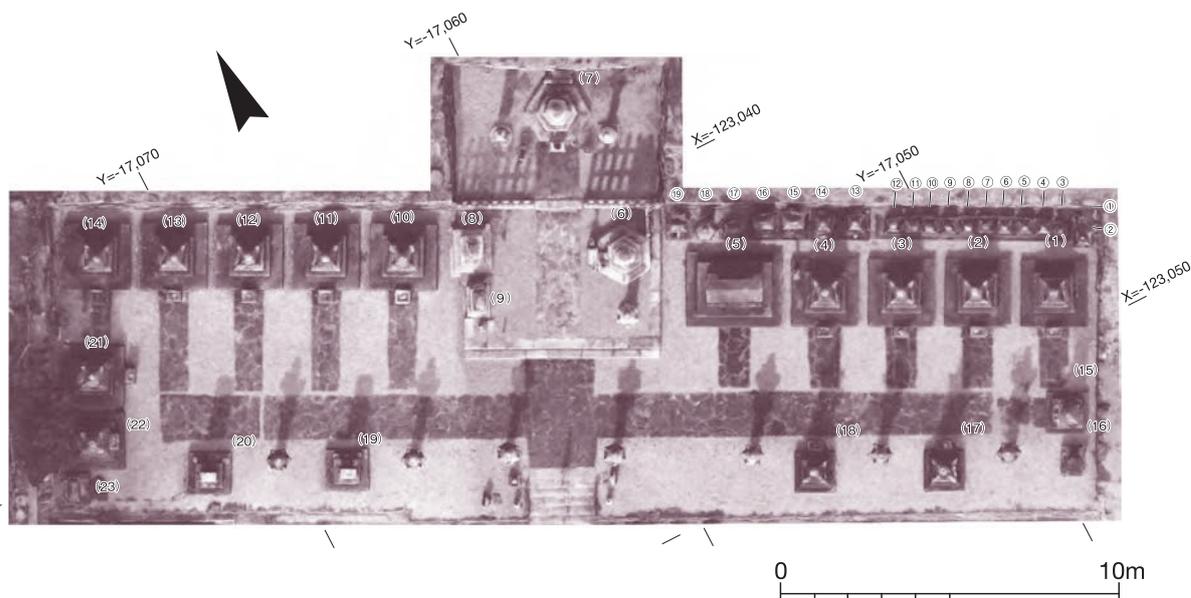
左写真 部分拡大



----- 史跡指定範囲

0 10m

淀藩主永井家墓所 平面図



番号	墓主等	戒名・銘文等
(1)	尚政(2)の正室	「隆崇院殿嚴蒼芳俊英莊大姉」
(2)	二代・尚政	「寶林寺殿禪信州太守崑山大居士」
(3)	直勝(4)の正室(尚政母)	「泉浴院殿清閑理鏡大姉」
(4)	初代・直勝	「永井月丹大居士」
(5)	永井直勝頌徳碑(林羅山による)	「右近大夫永井月丹居士石表辭」
(6)	歴代住職墓	—
(7)	開山墓	—
(8)	道正庵の元祖・道正	—
(9)	道正庵二〜六代住持	—
(10)	三代・尚征	「龍谷院殿雲山宗閑大居士」
(11)	尚房(尚征(10)長男で早逝)	「永明院殿透靈徹參大居士」
(12)	四代・尚長	「霽空院殿天永尚長大居士」
(13)	尚政(2)娘(松平忠憲室)	「祥瑞院殿考了壽公大姉」
(14)	尚政(2)娘(松平定政室)	「仙寿院殿日秀貞松大姉」
(15)	尚政(2)娘(自性院)とその母(祥雲院)、娘(涼岸院)	「祥雲院嘉月祐慶日瑞大姉・自性院明山慧鏡大姉・涼岸院空譽圓妙環中大姉」
(16)	中村光久(尚征(10)外孫)	「自休一滴居士」(銘文は「中村一滴光久墓」)
(17)	尚政(2)娘(小濱廣隆室)	「掩粧林光院殿月岫清圓大姉」
(18)	尚庸(美濃加納永井家初代・二代尚政三男)	「正源院殿前侍從寬應賢心大居士」
(19)	八代・直温	「本源院殿前信州太守仁峯道智大居士」
(20)	六代・直亮	「清節院殿直心一指大居士」
(21)	小濱光隆(二代・尚政女婿廣隆の祖父)	「川福院白翁淨龍居士」
(22)	不明	「松寿院殿性恭玄雲大姉」
(23)	鈴木重成(中興開祖・萬安禪師を二代・尚政に紹介した人物)夫妻	「異中院殿不白英峰居士」

番号	墓主	戒名・銘文等
①〜⑤	不明	不明
⑥	不明	「○○○亭信女」
⑦	中村小兵衛吉利 ※永井家三君に仕えた重臣	「中芳三省居士」
⑧	不明(中村小兵衛の縁者か)	「真海永珠大姉」
⑨	不明(中村小兵衛の縁者か)	「春光妙林大姉」
⑩	中村小兵衛母	「華窓妙榮大姉」
⑪	中村兵部光能	「白翁宗清居士」
⑫	不明	木瓜文(戒名なし?)
⑬	尚盛外祖母	「心光院殿專譽崇念信女」
⑭	尚政側室(尚盛母)	「嶺雲院殿松蒼俊貞信女」
⑮	萬十郎(永井尚盛の息子)	「桂玉童真靈位」
⑯	尚盛(尚政(2)八男・権左(右)衛門)	「慧光院殿法山道融居士」
⑰	尚盛乳母か	「清月○○」
⑱	不明	「月心妙圓禪定尼」
⑲	玄石庵主夫婦	「礎運玄石庵主・青岸惠雲大姉」

# 令和三年度指定等文化財一覽

## (一) 建造物

名称及び員数	構造及び形式	建立年代	所有者	所在の場所	指定書番号
若宮八幡宮本殿一棟 三間社流造、銅板葺 附 覆屋 一棟 桁行三間、梁間三間、一重、切妻造、本瓦葺 棟札 (一六枚)	造宮上葺棟上天文十九年五月廿六日の記があるもの 修理寛永拾三丙子年八月吉祥日の記があるもの 修理寛文七丁未年九月吉祥日の記があるもの 修覆元禄三庚午稔九月三日の記があるもの 修理上遷宮享保三戊戌年九月廿六日の記があるもの 修理上遷宮寛延元戊辰年十一月廿二日の記があるもの	天文一九年(一五五〇) 〔棟札〕	若宮八幡宮	久世郡久御山 町大字佐古小 字内屋敷	府指建 第四百四十一号

## (二) 美術工芸品

種別	名称及び員数	制作年代	所有者	所有者の住所	指定書番号
絵画	紙本墨画淡彩禅宗祖師図 狩野内膳筆 六曲屏風 一双 絹本着色十王図 一〇幅	桃山時代 元時代	常栖寺 六波羅蜜寺	与謝郡与謝野町温江 九〇九 京都市東山区松原通 大和大路東入二丁目 轆轤町八一の一	府指絵 第七十五号 府指絵 第七十六号
彫刻	木造阿弥陀如来坐像 像内にアン(梵字)アミタ仏等の銘がある 一躯 木造金剛力士立像 卍形像の像内に正安三年巧匠定有等の銘がある 二躯	鎌倉時代 鎌倉時代(卍形)、室町時代(阿形)	悲田院 金輪寺	京都市東山区泉涌寺 山内町三五の一 亀岡市宮前町宮川神 尾山三	府指彫 第六十一号 府指彫 第六十二号
工芸品	〔金銅能作性塔 一基 木造彩色宝珠台 一基〕	鎌倉～南北朝 時代	海住山寺	木津川市加茂町例幣 海住山二〇	府指工 第四十六号
古文書	井尻家文書 一一三七点 附 文書箱 文政十三年、嘉永七年及び慶応元年の墨書銘がある 三台	鎌倉～昭和時 代	個人		府指文 第四十九号



蓋 台付壺 提瓶破片	一箇 二箇 二点			
------------------	----------------	--	--	--

(三) 無形文化財

金工 鑄金	名称	高橋範子(雅号:高橋阿子)	保持者	府指保第二十七号	指定書番号
-------	----	---------------	-----	----------	-------

(四) 史跡名勝天然記念物

史跡	種別	名称	所在地	地域
		淀藩主永井家墓所	宇治市宇治山田・宇治紅濟	宇治山田二七の一部・宇治紅濟二の一の一部、奥測四四〇・四平方メートル

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術・文化的景観件数一覧（その1：指定・決定・選定 R4年12月1日）

種別	年度	有形文化財										無形文化財	民俗文化財					記念物					合計	文化財環境保全地区	（選定保存技術）	文化的景観（選定）	総合計
		建造物	棟（基）	絵画	彫刻	美術品	書跡典籍	工芸品	古書	考古資料	歴史資料		小計	民俗文化財	風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	及び天然記念物	及び史跡					
57~63	元	△9 48	△37 125	△1 20	21	16	△1 2	△4 14	△1 6	△7 79	(認定1) 1	1	△1 4	△2 13	△3 17	△2 15	△1 13	△1 10			△4 38	△23 184	49	(認定2) 1		△23 234	
	2	4	9	2	1			△1 2	1	1	(認定1) △2 2	△1 1			△0 0		1	1			△0 2	△4 16	1	(認定2) △2 2		△4 17	
	3	1	1	1	△1 1	4		5	1	△1 12			3		△0 3		1	1			△0 2	△1 18	2	(認定1) △1 1		△3 22	
	4	△1 4	△4 16	1	1				1	△0 3	(認定4) △3 4				△0 0				1		△0 2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1		1	△0 5					△0 0			1			△0 1	△0 11	1			△0 12	
	6	△1 2	△5 9	2	△1 2	1		3		△1 9	(認定2) △1 2				△0 0	△1 1					△1 1	△4 14	1			△4 15	
	7	2	6		2	2		2	1	2	△0 9	(認定2) △1 1			△0 0						△0 0	△1 12	1			△1 13	
	8	3	6	2	△1 2	1		2		2	△1 9				△0 0						△0 0	△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16	
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	△0 8	(認定2)	1		△0 0	1					△0 1	△0 13	1			△0 14	
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	△0 8				△0 0				1		△0 1	△0 12	1			△0 13	
	11	2	17	2	2		1		1	△0 6					△0 0		1				△0 1	△0 9	1			△0 10	
	12	△1 3	△1 12	△1 2	△1 1	1		2	1	△1 1	△3 8				△0 0	1					△0 1	△4 12	1	(認定1) △1 1		△5 14	
	13	5	20	2	1	1	1	1	1	1	△0 7				△0 0	1					△0 1	△0 13	1			△0 14	
	14	4	11	1	△1 1	△1 1	1	1	1	1	△2 7				△0 0	1					△0 1	△2 12	1			△2 13	
	15	△1 3	△4 10	△1 1	1	△1 2	△1 2		2	△3 8					△0 0				1		△0 1	△4 12	1			△4 13	
	16	3	8	1	1	1	2	2	1	△0 8	(認定1) 1				△0 0				1		△0 1	△0 13	1			△0 14	
	17	3	3	2	1	1		1	1	△0 6	(認定2) △1 1				△0 0	1					△0 1	△1 11	1			△1 12	
	18	2	11	△1 3	1	2	1		1	△1 8					△0 0		1				△0 1	△1 11				△1 11	
	19	2	4	2	1		2			△0 5			1		△0 1						△0 0	△0 8	1		3	△0 12	
	20	1	4	1	1	△1 1		1	1	△1 5	(認定3) △1 3				△0 0	1					△0 1	△2 10			2	△2 12	
	21	2	10	△1 2	1				1	1	△1 5				△0 0						△0 0	△1 7			2	△1 9	
	22	2	2	2	1	1		1		△0 5	(認定4) △1 2				△0 0	1					△0 1	△1 10			1	△1 11	
	23	1	9	1	1			1		△0 3					△0 0						△0 0	△0 4			1	△0 5	
	24	4	6	1	1	1			1	△0 4	(認定1) 1				△0 0						△0 0	△0 9				△0 9	
	25	2	4	2	1			3		△0 6			1									△0 9				△0 9	
	26	3	4	1	1					2	(認定1)											5			1	6	
	27	2	3	2	1	1				4												6				6	
	28	2	6	3	1			1		5			1	1			2				2	10				10	
	29	8	10	3	1	1	1	1	11	18			1	1	1	1			1		2	30				30	
	30	3	5	3	3			1	3	10	(認定1) 1					2					2	16				16	
	1	1	2	1	1				1	3			1		1	1					1	6				6	
	2			1	1				1	3												3	1			4	
	3	2	2	2	2	1	1	1	1	8	(認定1)				0	1					1	12				12	
	計	△13 141	△52 383	△5 76	△5 62	△3 46	△2 18	△5 49	△1 40	△1 14	△22 305	(認定26) △10 21	△1 4	△1 11	△2 13	△3 24	△3 29	△1 20	△1 16	△0 1	△0 0	△5 66	△54 561	△0 69	(認定6) △5 7	△0 10	(認定34) △59 647

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。  
 (2) △印は、重要文化財に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。  
 (3) 無形文化財及び選定保存技術の保持者又は保持(保存)団体の認定数(〇)は、件数に含めない。また、計の認定数は累計数であり、解除された件数を差し引いてはいない(令和4年12月1日現在の認定数は、無形文化財16、選定保存技術3)。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧（その2：登録、合計 R4年12月1日）

種別 区分	有形文化財										無形文化財				記念物				合計	（文化財環境保全地区 決定）	（選定保存技術）	（選定の景観）	総合計																					
	建造物 棟数	建造物 （基） 数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計	民俗文化財	風俗慣習	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	及び天然記念物勝						名勝	小計																			
57'63	▲3	▲8	6	▲2	9		5	1	1	▲2						▲1				▲1	▲6					▲6																		
元	2	8		1						▲0										▲0	▲140					▲140																		
2	2	2	2							▲0										▲0	▲8					▲8																		
3	1	1								▲0										▲0	▲3					▲3																		
4	▲1	▲1					3			▲0										▲0	▲9					▲9																		
5	1	1								▲0										▲0	▲3					▲3																		
6	▲1	▲1								▲0										▲0	▲3					▲3																		
7	2	3								▲0										▲0	▲3					▲3																		
8	1	1								▲0										▲0	▲3					▲3																		
9	1	4								▲0										▲0	▲4					▲4																		
10	1	2								▲0										▲0	▲4					▲4																		
11	1	1				1				▲0										▲0	▲5					▲5																		
12	1	1								▲0										▲0	▲2					▲2																		
13	1	1								▲0										▲0	▲2					▲2																		
14	1	1								▲0										▲0	▲2					▲2																		
15	1	1								▲0										▲0	▲2					▲2																		
16	1	1								▲0										▲0	▲1					▲1																		
17	2	3								▲0										▲0	▲2					▲2																		
18										▲0										▲0	▲1					▲1																		
19	1	1								▲0										▲0	▲1					▲1																		
20	1	1								▲0										▲0	▲1					▲1																		
21										▲0										▲0	▲2					▲2																		
22										▲0										▲0	▲0					▲0																		
23	1	3						1		▲0										▲0	▲3					▲3																		
24	1	2								▲0										▲0	▲1					▲1																		
25	2	4		1						▲0										▲0	▲3					▲3																		
26~30	平成26年度～令和2年度は新たな登録が無いため省略。																																											
3										▲0										▲0	▲0					▲0																		
計	▲5	▲10	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲1	▲0	▲0	▲0	▲1	▲8	▲0	▲0	▲0	▲0	▲8																		
29	▲6	▲6	167	▲3	48	20	43	▲4	108	11	▲7		45		▲1	22	2		2	▲1	▲14	▲1016				▲14																		
30	▲2	▲2	▲1	3		4	5	7	1	▲1			4							▲0	▲3					▲3																		
1	43	43	▲1	▲1			5	▲1	5	▲3									▲0	▲3						▲3																		
2	▲3	▲3	▲1	▲1				▲1	2	▲3										▲0	▲6					▲6																		
3	14	14	11	16			3	2	1	▲0									▲0	▲1	▲48					▲48																		
計	▲11	▲11	▲3	▲5	▲0	▲0	▲6	▲0	▲14	▲10	▲0	▲0	▲0	▲0	▲1	▲6	▲0	▲0	▲0	▲1	▲26	▲1361	▲0	▲0	▲0	▲26																		

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。  
 (2) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。

合計	▲13	▲52	▲5	▲5	▲3	▲2	▲5	▲1	▲1	▲22	(認定25)	▲10	▲1	▲1	▲2	▲3	▲3	▲1	▲1	▲0	▲5	▲53	(認定4)	▲5	▲0	(認定33)	▲58
	▲16	▲21	▲3	▲7	▲0	▲0	▲0	▲6	▲0	▲16		▲0	▲0	▲0	▲0	▲1	▲1	▲0	▲1	▲0	▲2	▲34		▲0	▲0		▲34
	970	1277	308	166	56	43	113	165	29	880		21	65	35	59	94	59	27	23	1	2	112	2142	69	7	10	2228

※合計表内の認定数は累積数を表している。

# 令和三年度京都府暫定登録文化財一覧

※文化財の名称には一部略称を使用した。

## 〈建造物〉

- 【八幡市】▽相槌神社本殿 ▽春日神社本殿 ▽石田神社本殿 ▽西遊寺本堂
- ▽西遊寺観音堂 ▽西遊寺鐘楼 ▽西遊寺表門 ▽神應寺本堂 ▽神應寺開山堂
- ▽神應寺禅堂 ▽神應寺衆寮 ▽神應寺書院 ▽神應寺鐘楼 ▽神應寺山門

## 〈美術工芸品〉「」内所有者

### 絵画

- 【綾部市】▽絹本着色高峰頭日像 此山妙在の賛がある「安國寺」▽絹本着色無外妙方像 大岳周崇の賛がある「安國寺」▽絹本着色無外妙方像 祖立の賛がある「安國寺」▽絹本着色釈迦十六善神像「楞嚴寺」▽絹本着色愛染明王像「楞嚴寺」

- 【福知山市】▽絹本着色釈迦十六善神像「威光寺」
- 【亀岡市】▽絹本着色仏涅槃図「光忠寺」▽絹本着色釈迦十六善神像「如意寺」
- 【八幡市】▽神應寺障壁画「神應寺」
- 【京丹後市】▽絹本着色釈迦十六善神像「常立寺」▽絹本着色仏涅槃図「萬松寺」

### 彫刻

- 【綾部市】▽木造千手観音立像「正暦寺」
- 【福知山市】▽木造金剛力士立像「観音寺」
- 【宇治市】▽木造菩薩坐像「寶壽寺」▽木造阿彌陀如来立像「極楽寺」▽木造男神坐像及び木造女神坐像 附木造狛犬「下居神社」▽木造十一面観音立像「惠心院」▽木造阿彌陀如来立像「惠心院」

- 【亀岡市】▽木造薬師如来立像「極楽寺」▽木造神像「王子神社」▽木造地藏菩薩坐像「峠の子安地藏尊保存会」

- 【長岡京市】▽木造狛犬「乙訓寺」
- 【木津川市】▽木造大日如来坐像「浄瑠璃寺」▽木造阿彌陀如来坐像「現光寺」
- ▽木造四天王立像「現光寺」

- 【久御山町】▽木造狛犬「雙栗神社」
- 【精華町】▽木造阿彌陀如来坐像「阿彌陀寺」

### 古文書

- 【舞鶴市】▽河辺八幡神社棟札類「八幡神社」
- 【亀岡市】▽金輪寺奉加帳「金輪寺」
- 【宇治田原町】▽龍雲寺大般若経 附経櫃 慶応二寅年正月十六日の銘がある「龍雲寺」

### 歴史資料

- 【八幡市】▽石清水八幡宮摂社若宮社殿内安置厨子収納品「石清水八幡宮」
- 考古資料

- 【舞鶴市】▽鎮壇具 松尾寺遺跡出土 ▽黒釉白堆線文壺 満願寺跡出土

### 〈史跡〉

- 【木津川市】▽鹿背山不動院境内

京都の文化財（第四十集）

令和五年一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府教育委員会  
編集 京都府教育庁指導部文化財保護課